

第2期新庄市子ども・子育て支援

事業計画



子どもは未来の宝もの
みんなで育てよう いのち輝く新庄っ子

令和2年3月 新庄市

目次

第1部 総論

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2

第2章 新庄市の子育てを取り巻く現状と課題

1 人口・世帯数の推移	3
2 出生の動向	8
3 就労の状況	9
4 子育て支援の現状	11
5 ニーズ調査結果から見る現状	23
6 子ども・子育て支援事業計画の検証	33
7 新庄市の取り組むべき課題	39

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念	41
2 基本的視点	41
3 基本目標と施策目標	42
4 施策の体系	44

第2部 各論

第1章 教育・保育提供区域の設定

第2章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保等

1 教育・保育の量の見込み	46
2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	47
3 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進	48
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	48

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと

提供体制の確保	49
---------	----

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

(1) 安心して産み育てられる環境の整備 57

(2) 母子保健の推進 57

(3) 育児支援の充実(手当・医療費助成等) 58

基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

(1) 教育・保育の安定的な提供と質的向上 59

(2) 多様な保育事業の推進 59

(3) 小学校教育との円滑な接続・連携の推進 60

基本目標3 子育て家庭への支援体制の整備

(1) 子育て支援体制の充実 61

(2) 放課後の居場所づくり 62

(3) 家庭や地域の教育力の向上 62

基本目標4 要支援児童へのきめ細やかな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の強化 63

(2) ひとり親家庭等の自立支援 64

(3) 障がい児等支援の充実 65

(4) 貧困等困難を抱える子どもたちへの支援 66

基本目標5 子育てを地域全体で支えるまちづくり

(1) 地域における子育て支援の充実 67

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進 67

(3) 安心・安全なまちづくり 68

(4) 安心して利用できる遊び場の整備 69

(5) 地域交流事業の推進 69

新・放課後子ども総合プラン新庄市行動計画 70

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制 74

2 進捗状況の管理 74

3 子ども・子育て会議 74

資料集 75

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は今なお進行しており、平成29年の合計特殊出生率は1.43となっています。背景として、核家族化の進行と子育てに関する不安や仕事と子育てとの両立に対する負担感、生活基盤の不安定さ等が挙げられます。また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、地域とのつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」^{※1}を制定し、「子ども・子育て支援新制度」^{※2}が平成27年度から施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭での養育支援など総合的に推進していくことが掲げられています。

新庄市(以下「本市」という。)では、平成27年3月に「新庄市次世代育成支援行動計画(市町村行動計画)」を一部継承した「新庄市子ども・子育て支援事業計画」^{※3}(以下、「前回計画」という。)を策定し、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、総合的な施策の推進に向けての取り組みを実行してきました。しかし、本市においても少子化の進行は顕著であり、多様な保育サービスの充実、子どもや子育て家庭を取り巻く状況の変化に対応し、抱えている課題等に寄り添う支援が求められています。

「第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)は、近年の社会動向や本市の子どもを取り巻く現状、前回計画の進捗状況を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

【用語の解説】

- ※1 幼児期の学校教育・保育、地域の子子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律。「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部を改正する法律」「関係法律の整備等に関する法律」
- ※2 子ども・子育て関連3法に基づいた、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とした制度。
- ※3 「子ども・子育て支援法」において、地域の実情にあった「市町村子ども・子育て支援事業計画」を立てることとしている。

2 計画の位置づけ

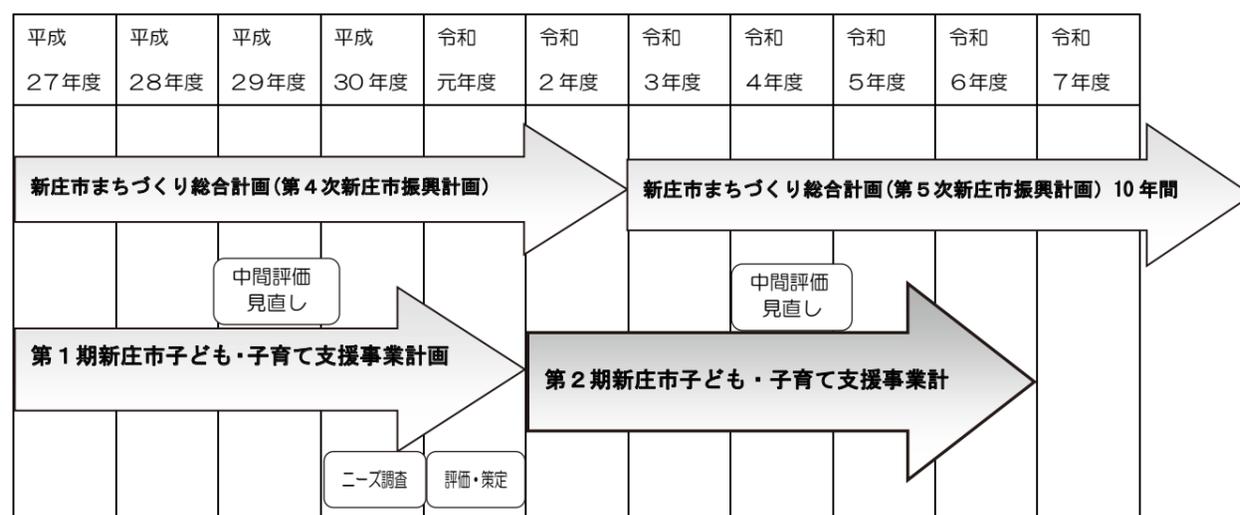
この計画は、「子ども・子育て支援法」※4第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」とします。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」※5に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案し、子どもの貧困対策を推進する施策を含めるものとします。

なお、本計画は、すべての子育て世帯を対象として、前回計画のこれまでの取り組みの継続性を保ち、「新庄市まちづくり総合計画（第4次新庄市振興計画）」を基本に据え、関連する個別計画との整合を図りながら、新庄市の地域ニーズに合った子育て支援施策の方向性と目標を定め策定します。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とし、社会情勢の変化や本市の実情、保育ニーズの変化等に合わせて、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定める合議制の機関として、学識経験者や関係団体の代表者、保護者代表等で組織する「新庄市子ども・子育て会議」において協議を行いました。

また、本計画策定に関するニーズ調査を実施して子育て世帯のニーズの把握を行うとともに、市民に本計画の案を公表し広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

【用語の解説】

※4 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とする法律。

※5 親から子への貧困の連鎖が起きないように、子どもの貧困対策を総合的に進めることを目的とする法律。平成25年6月制定、平成26年1月施行。

第2章 新庄市の子育てを取り巻く現状と課題

1 人口・世帯数の推移

① 人口

平成7年から平成30年までの人口の推移をみると、減少傾向が続いています。この間において、男性が約18.2%（△3,766人）、女性が16.3%（△3,615人）、総数では、17.2%（△7,381人）減少しています。

② 世帯及び世帯人員

平成30年の世帯総数は、13,153世帯で平成7年から比べ、503世帯（4.0%）の増加となっています。また世帯人員については、平成30年で、2.70人となり、平成7年から0.69人の減少となっています。

（単位：人、世帯）

調査年	世帯数	人口			世帯人員 (人/世帯)
		総数	男	女	
平成7	12,650	42,896	20,698	22,198	3.39
平成12	13,042	42,151	20,226	21,925	3.23
平成17	12,913	40,717	19,434	21,283	3.15
平成22	12,958	38,850	18,432	20,418	3.00
平成27	12,878	36,894	17,535	19,359	2.86
平成30	13,153	35,515	16,932	18,583	2.70

（各年10月1日現在）

資料：国勢調査・山形県社会的移動人口調査



③ 世帯構成

平成7年からの推移をみると、三世帯世帯の減少が著しく、単独世帯とひとり親世帯の増加が目立ち、近年の核家族化を示しています。

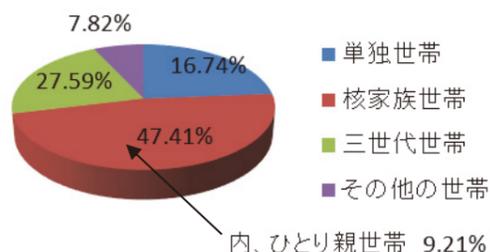
(単位：世帯、%)

調査年	単独世帯		核家族世帯				三世帯世帯		その他の親族世帯等	
	世帯数	構成率	世帯数	構成率	内、ひとり親世帯	構成率	世帯数	構成率	世帯数	構成率
平成7	2,428	19.20	5,865	46.36	796	6.29	3,303	26.11	1,054	8.33
平成12	2,691	20.63	6,098	46.76	920	7.05	3,000	23.00	1,253	9.61
平成17	2,790	21.61	6,053	46.87	1,008	7.81	3,204	24.81	866	6.71
平成22	3,081	23.78	6,143	47.41	1,194	9.21	2,823	21.78	911	7.03
平成27	3,344	26.00	6,213	48.25	1,270	9.86	2,403	18.66	918	7.13

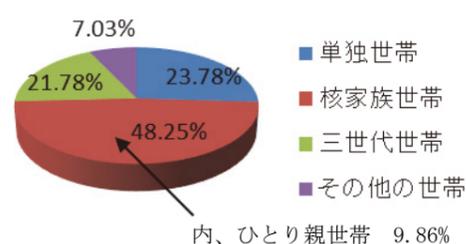
(注) 構成率は前表に記載の世帯総数に対する数値を示す

資料：国勢調査

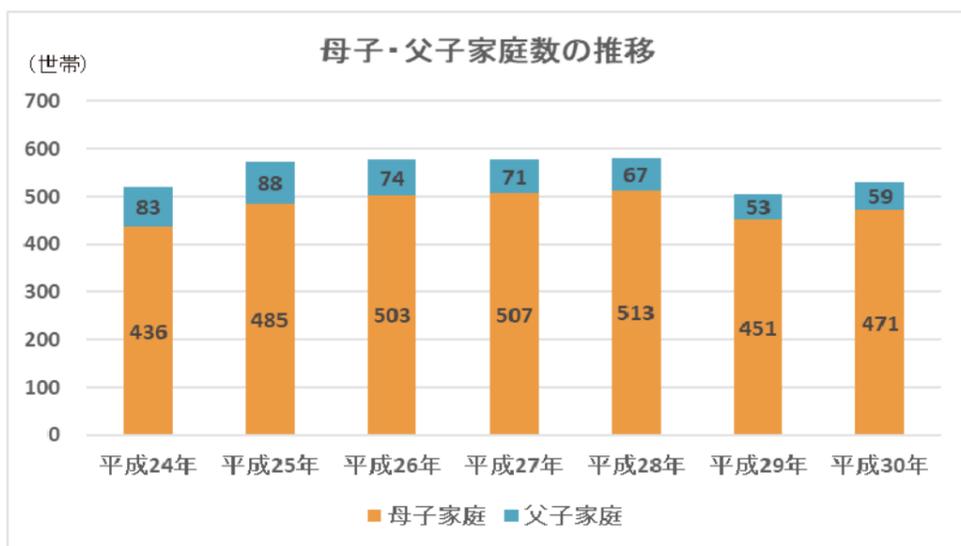
平成22年 世帯構成



平成27年 世帯構成



母子・父子家庭数の推移



資料：子育て推進課調べ

④ 年齢区分別人口

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）の割合は年々減少している一方で、老年人口（65歳以上）の割合は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

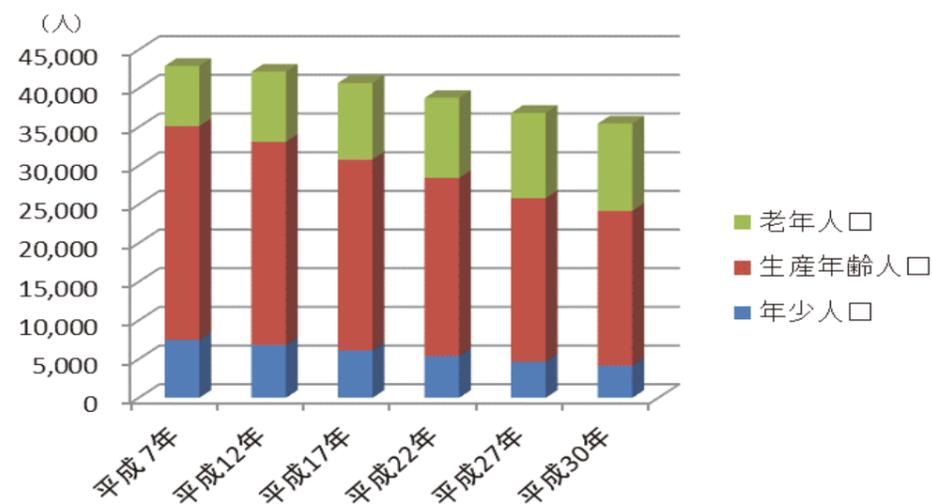
(単位：人、%)

調査年	総人口	年少人口 0歳～14歳		生産年齢人口 15歳～64歳		老年人口 65歳以上	
		人口	構成率	人口	構成率	人口	構成率
		平成7	42,896	7,494	17.5	27,608	64.3
平成12	42,151	6,808	16.2	26,263	62.3	9,080	21.5
平成17	40,717	6,120	15.0	24,694	60.6	9,892	24.3
平成22	38,850	5,404	13.9	23,020	59.3	10,332	26.6
平成27	36,894	4,659	12.7	21,136	57.3	11,034	29.9
平成30	35,515	4,155	11.7	20,011	56.3	11,284	31.8

(注) H17. H22. H27. H30年の総人口には不詳を含む

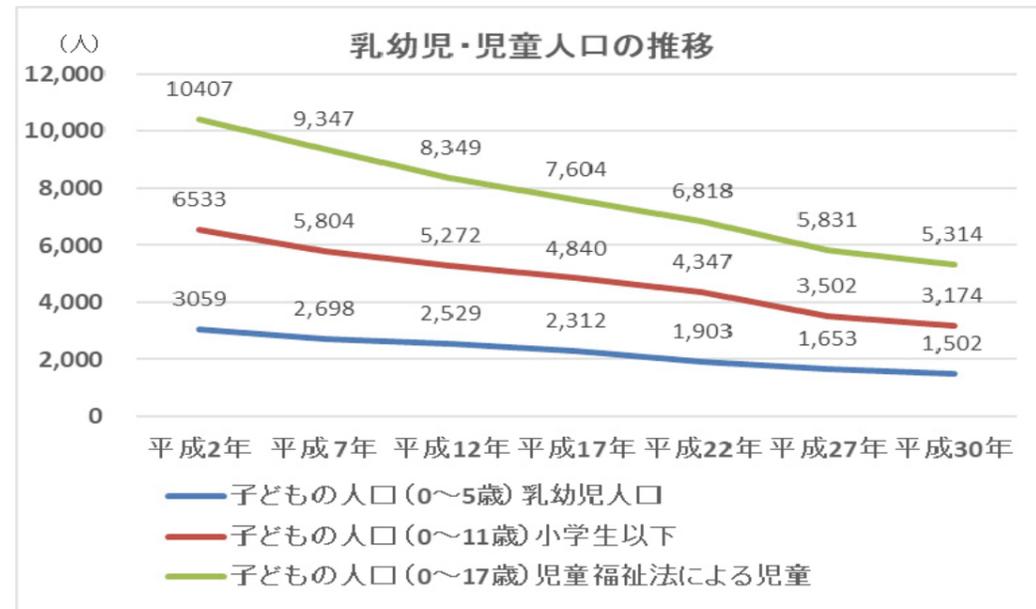
資料：国勢調査、山形県社会的移動人口調査

年齢区分別人口



⑤ 乳幼児・児童人口

本市の乳幼児人口（0～5歳）、小学生及び未修学児童（0歳から11歳まで）および児童福祉法の定義による児童（0歳から17歳まで）の人口、ともに減少が顕著となっています。



資料：山形県社会的移動人口調査

⑥ 保育所・幼稚園等児童数

ここ数年、新制度への移行により、認可保育施設入所児童数は増加傾向を示し、幼稚園入園児童数は減少傾向を示しています。

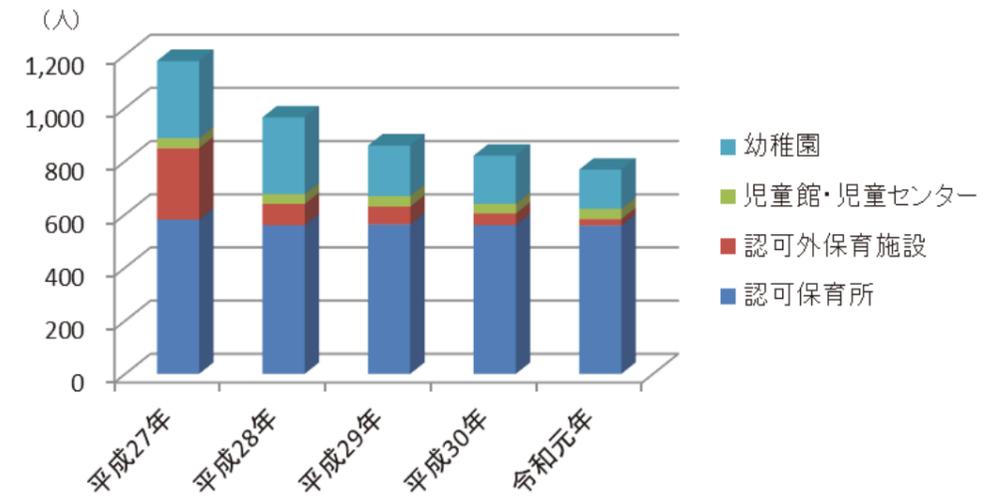
(単位：人)

調査年\施設	認可保育所	認定こども園	認可外保育施設	児童館・児童センター	児童福祉施設等	幼稚園	合計
平成27	595	0	269	37	0	291	1,192
平成28	701	0	80	37	0	289	1,107
平成29	701	106	67	40	4	190	1,108
平成30	737	124	43	37	3	181	1,125
令和元	786	120	24	39	0	147	1,116

(各年4月1日現在)

資料：子育て推進課調べ

保育所・幼稚園等児童数の推移



⑦ 小学校学年別児童数一覧

平成17年の国勢調査時、小学校児童数は、2,481人でしたが、令和元年5月1日現在では、1,677人となっており、各学年合計の数値でも少子化傾向を示しています。

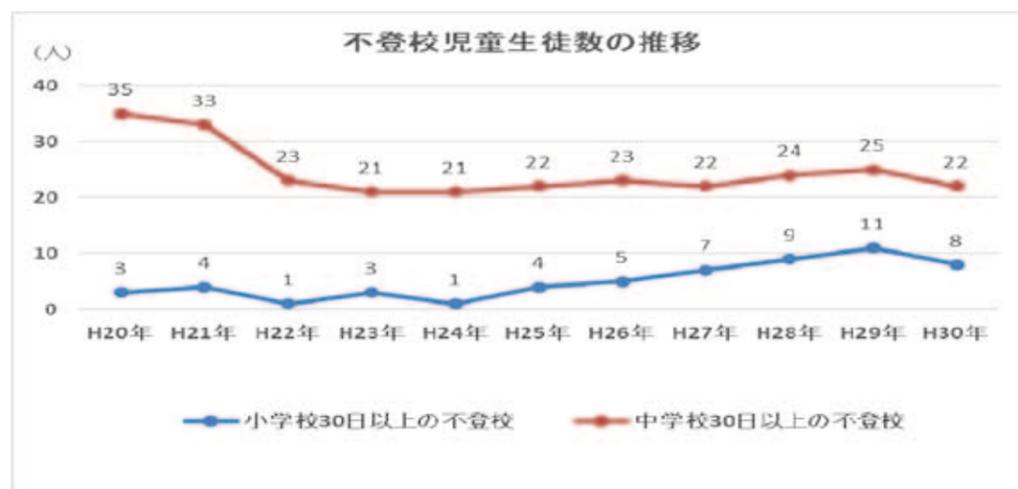
(令和元年5月1日現在、単位：人)

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
新庄小学校	51	51	62	53	70	67	354
沼田小学校	47	55	47	53	56	50	308
日新小学校	91	85	97	102	86	105	566
北辰小学校	21	15	24	12	23	18	113
萩野学園(前期)	39	41	40	31	46	44	241
本合海小学校	4	4	6	3	6	10	33
升形小学校	2	5	2	6	7	11	33
県立新庄養護学校(小学部)	8	3	4	6	3	5	29
合計	263	259	282	266	297	310	1,677

資料：学校教育課調べ

⑧ 不登校児童生徒の推移

30日以上欠席している不登校児童生徒数は、中学生はここ数年横ばいですが、小学生児童数が増加傾向にあります。また、児童数に占める割合は中学生・小学生ともにやや高くなっています。

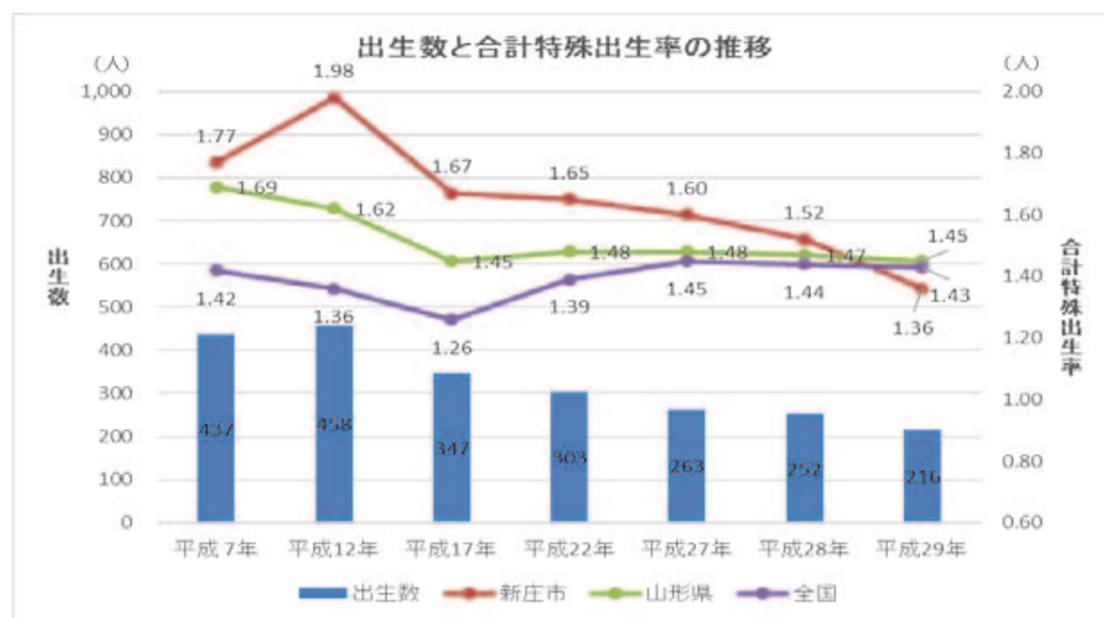


資料：学校教育課調べ

2 出生の動向

① 出生数及び合計特殊出生率

本市の出生数は年々減少しており、平成29年の数値は、平成7年の数値の約半分となっています。また、合計特殊出生率も年々低下し、平成29年には、国・県を下回り1.36となっています。



資料：保健福祉統計

② 母親の年齢別出生率

20歳代の母親の出生率は全般的に低下傾向を示していますが、30歳代の母親については高くなる傾向を示しています。

(単位：出生率は人口千対で表示、出生数は人)

母親の年齢\調査年 (総人口)	平成 7 (42,896)	平成 12 (42,151)	平成 17 (40,717)	平成 22 (38,850)	平成 25 (37,637)	平成 26 (37,202)	平成 27 (36,894)	平成 28 (36,431)
15歳～19歳	0.12	0.28	0.15	0.18	0.08	0.13	0.08	0.08
出生数	5	12	6	7	3	5	3	3
20歳～24歳	1.70	1.87	1.47	1.11	1.30	1.24	0.87	0.77
出生数	73	79	60	43	49	46	32	28
25歳～29歳	4.13	4.70	3.14	2.52	2.50	2.31	2.58	1.98
出生数	177	198	128	98	94	86	95	72
30歳～34歳	3.10	3.23	2.50	2.86	2.55	2.66	2.06	2.41
出生数	133	136	102	111	96	99	76	88
35歳～39歳	1.02	0.74	1.11	0.90	1.28	1.13	1.08	1.54
出生数	44	31	45	35	48	42	40	56
40歳～44歳	0.12	0.05	0.15	0.23	0.18	0.38	0.43	0.14
出生数	5	2	6	9	7	14	16	5
45歳～49歳	—	—	—	—	—	—	0.03	—
出生数	—	—	—	—	—	—	1	—
合計	10.19	10.87	8.52	7.80	7.89	7.85	7.13	6.92
出生数	437	458	347	303	297	292	263	252

資料：保健福祉統計

3 就労の状況

① 夫婦における就業状況

本市、全国ともに、共働き率は年々下がっていましたが、平成27年調査では上昇に転じています。本市は、全国の共働き率より11.2%高い値を示しています。

(単位：世帯、%)

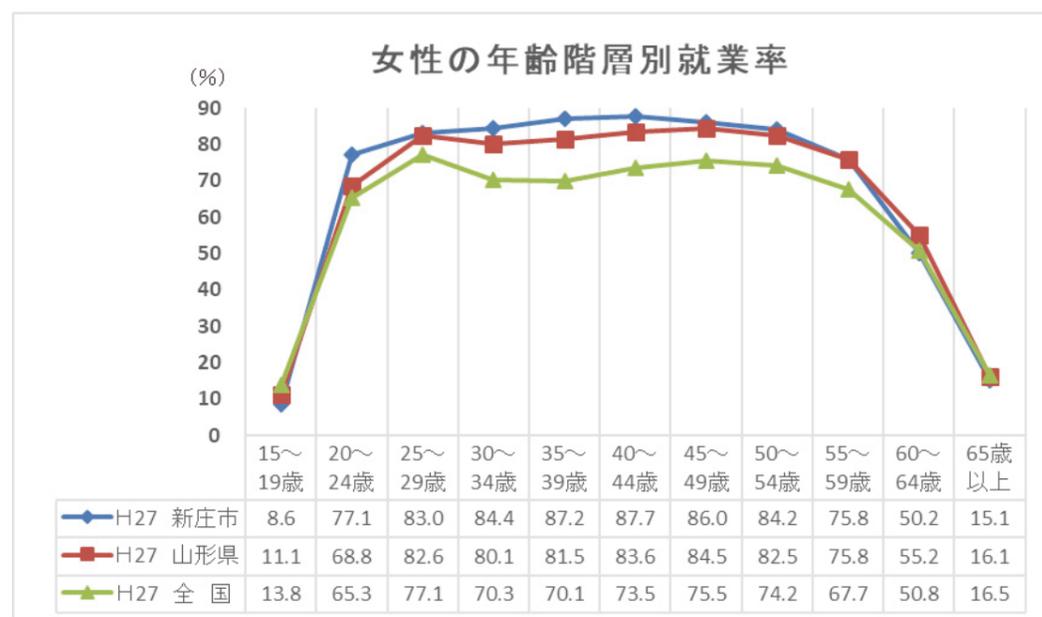
種別 \ 調査年	平成 7	平成 12	平成 17	平成 22	平成 27
夫婦のいる一般世帯	9,144	9,102	8,764	8,286	7,847
A	(23)	(△42)	(△338)	(△478)	(△439)
夫・妻とも就業している世帯	5,464	5,362	4,962	4,587	4,613
B	(△292)	(△102)	(△400)	(△375)	(△375)
内、夫・妻ともに雇用されている者の世帯	3,474	3,655	3,441	3,344	3,384
	(241)	(181)	(△214)	(△97)	(40)
共働き率 (B/A × 100)	59.8	58.9	56.6	55.4	58.8
共働き率(全国)	47.0	44.9	44.4	43.5	47.6

※ () 内の数値は対前調査年増減数を示す

資料：国勢調査

② 女性の就業状況

本市の女性の年齢階層別就業率は、ほとんどの年齢層で全国、県よりも高い水準にあります。全国的には、結婚や出産期となる20歳後半から40歳頃には、女性の就業率は下がる傾向（いわゆるM字カーブ）にありますが、本市ではその年代での就業率の低下もなく、逆に増加傾向にあります。本市の女性は、全国に比べ、子育て期でも働いている割合が高くなっています。



資料: 国勢調査

4 子育て支援の現状

① 保育所

保育所は、児童福祉法第39条第1項の規程に基づき、保護者の労働、疾病等の理由により、家庭における乳幼児の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育を実施することを目的として設置された児童福祉施設です。

本市では、平成16年度に初めて民間立の保育所が設置され、現在では市立保育所が2所、民間立保育所が7所となっています。

充足率は、市立・民間立保育所とも90%台となっています。要因として、特別な配慮が必要な児童が増加傾向にあり、保育士を配置するなどきめ細やかな対応を行っていることから、定員数までの受け入れが難しい状況にあることがあげられます。

また、保育需要を年齢別にみると、保育所における3歳未満児の保育需要が増加していることがわかります。

さらに、市立保育所の老朽化により、保育環境の改善が課題となっています。

保育所等（令和元年度）

(市立) 中部保育所 (大手町) 【定員 150】	(民間立) 新庄保育園 (桧町) 【定員 110】
(市立) 泉田保育所 (泉田) 【定員 80】	(民間立) 金沢南保育園 (下金沢) 【定員 135】
(民間立) にこにこ東園 (金沢) 【定員 40】	(民間立) はぐくみ保育園 (北町) 【定員 80】
(民間立) なかよし保育園 (堀端町) 【定員 45】	(民間立) はぐくみ第2保育園 (十日町) 【定員 26】
(民間立) パリス保育園 (金沢) 【定員 120】	

区分	保育所名	所在地	定数(人)	敷地面積(m ²)	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	構造	認可年	改築年	築後
1	中部保育所	大手町2-76	150	1610.6	513.02	861.43	RC造二階建	昭和56年	—	38年
2	泉田保育所	大字泉田字往還東460	80	6338	506.78	506.78	S造平屋建	昭和52年	—	42年

市立保育所の整備については、新庄市公共施設最適化・長寿命化計画に基づき、計画的に改築・整備する必要があります。

保育所における入所状況

(単位：箇所、人、%)

種別 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	施設数	3	3	2	2	2	2
定員	365	365	230	230	230	230	
児童数	339	329	200	199	215	208	
充足率 (%)	92.9	90.1	87.0	86.5	93.5	90.4	
民間立	施設数	2	2	5	5	6	7
	定員	230	230	471	471	507	556
	児童数	219	220	461	458	484	530
	充足率 (%)	95.2	95.7	97.9	97.2	95.5	95.3
計	施設数	5	5	7	7	8	9
	定員	595	595	701	701	737	786
	児童数	558	549	661	657	699	738
	充足率 (%)	93.8	92.3	94.3	93.7	94.8	93.9

(各年度4月1日現在)

資料：子育て推進課調べ

年齢区分別の入所状況

(単位：人)

調査年 \ 種別	定員			入所人員		
	3歳以上	3歳未満	計	3歳以上	3歳未満	計
平成26年度	404	191	595	396	162	558
平成27年度	404	191	595	386	163	549
平成28年度	478	223	701	445	216	661
平成29年度	478	223	701	447	210	657
平成30年度	491	246	737	489	210	699
令和元年度	526	260	786	486	252	738

(各年度4月1日現在)

資料：子育て推進課調べ

②小規模保育事業

小規模保育事業は、平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度の中で、市町村の認可事業（地域型保育事業）の1つとして新たに作られた事業です。0～2歳児を対象とした、定員6～19人の比較的小さな施設であり、規模の特性を生かしたきめ細やかな保育を実施しています。

本市では、平成28年度より5つの小規模保育事業所が設置され、令和元年度に1つの施設が閉所しました（認可保育園への移行による）。

入所可能な月齢が2か月となっているため、産休明けの保育ニーズに答えられる施設として、年度途中の入所に対応しており、年度内には充足率はほぼ100%となります。

小規模保育施設（令和元年度）

(民間立) 新庄ベビーホーム(上金沢)【定員19】	(民間立) ひまわり保育園(金沢)【定員19】
(民間立) にこにこベビーホーム(堀端)【定員19】	(民間立) オープンハウスこんぺいとう(住吉)【定員18】

小規模保育施設における入所状況

(単位：箇所、人、%)

種別 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	施設数	—	—	5	5	5
定員	—	—	91	91	91	75
児童数	—	—	87	79	77	60
充足率 (%)	—	—	95.6	86.8	84.6	80.0

(各年度4月1日現在)

資料：子育て推進課調べ

③認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

具体的には、3歳以上の子どもについては、1号認定の子ども（幼稚園の利用対象の子ども）と、保育を必要とする2号認定の子ども（保育所の利用対象の子ども）が、基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。

本市では、平成29年4月より幼稚園1園が幼稚園型認定こども園に移行しており、保護者のニーズにあった教育・保育認定の児童を受け入れております。

認定こども園（令和元年度）

(民間立) 金沢幼稚園(上金沢)	【1号定員30】【2号3号定員108】
------------------	---------------------

認定こども園における入所状況

(単位：箇所、人、%)

種別 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	施設数	—	—	—	1	1
定員	—	—	—	130	130	138
児童数	—	—	—	106	124	120
充足率 (%)	—	—	—	81.5	95.3	86.9

(各年度4月1日現在)

資料：子育て推進課調べ

④幼稚園

本市における幼稚園は、平成31年4月1日現在で私立幼稚園が4園あり、園児数は利用定員220人に対して在園児は147人となっています。幼稚園の入園児数は、保護者の就業状況の変化もあり年々減少の傾向を示しています。

幼稚園（令和元年度）

大手幼稚園（大手町）【認可定員 70/利用定員 15】	新庄聖マルコ幼稚園（城南町） 【認可定員 140/利用定員 25】
新庄幼稚園（北町）【認可定員 100/利用定員 90】	向陽幼稚園（十日町）【認可定員 160/利用定員 90】

資料：子育て推進課調べ

入園状況

（単位：箇所、人）

種別 \ 年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
私立	園 数	5	5	5	4	4	4
	認可定員数	650	650	650	470	470	470
	園児数	304	291	289	190	181	147

（各年度 4 月 1 日現在）

資料：子育て推進課調べ

⑤認可外保育施設・企業主導型保育事業所

本市における認可外保育施設は平成31年4月1日現在2所あり、保護者の申し込みにより保護者のニーズに合った様々な保育を実施しています。また、内閣府から運営の助成を受けている企業主導型保育事業所は、2所となっています。本市では入所児童の健全育成を支援するため、補助要件に適合する施設に対して施設運営費等に係わる補助を行っています。

認可外保育施設・企業主導型保育事業所（令和元年度）

認可外保育施設		企業主導型保育事業所	
託児ルームHUG（本町）	【定員 20】	こらっせ保育園（本町）	【定員 19】
ピノキオ保育園（鳥越）	【定員 35】	ふくだのやまあじさい保育園（福田）	【定員 19】

入所状況

（単位：箇所、人）

施設等 \ 年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
施設数		9	9	5	5	4	4
入所児童数		242	269	80	67	43	24

（各年度 4 月 1 日現在）

資料：子育て推進課調べ

認可外保育施設・企業主導型保育事業所 保育時間の設定状況（令和元年度）

施設名	開設時間帯	延長保育
こらっせ保育園	午前 8 時 00 分 ～ 午後 7 時 00 分	午前 7 時 30 分 ～ 午後 7 時 30 分
託児ルームHUG	午前 8 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分	午前 7 時 20 分 ～ 午後 6 時 30 分
ふくだのやまあじさい保育園	午前 8 時 15 分 ～ 午後 4 時 15 分	午前 7 時 15 分 ～ 午後 7 時 15 分
ピノキオ保育園	午前 7 時 30 分 ～ 午後 6 時 30 分	～ 午後 7 時 30 分

資料：子育て推進課調べ

⑥児童館・児童センター

児童館・児童センターは、児童福祉法第40条の規定による児童厚生施設として設置するもので、地域における児童の健全育成・体力の向上・規律ある生活態度の養成等の場として寄与することを目的としています。本市では、この目的の達成に向けて、児童の集団保育・児童館の開放・地域組織活動の支援を実施しています。

児童館・児童センター（令和元年度）

升形児童館（升形）	【定員 40】	本合海児童センター（本合海）	【定員 50】
萩野児童センター（萩野）	【定員 50】		

児童館・児童センターにおける集団保育対応状況

（単位：箇所、人）

種別 \ 年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童センター	施設数	2	2	2	2	2	2
	定員	100	100	100	100	100	100
	集団保育対応児童数	39	24	27	28	24	36
児童館	施設数	1	1	1	1	1	1
	定員	40	40	40	40	40	40
	集団保育対応児童数	14	13	10	12	13	13
計	施設数	3	3	3	3	3	3
	定員	140	140	140	140	140	140
	集団保育対応児童数	53	37	37	40	37	39

（各年度 4 月 1 日現在）

資料：子育て推進課調べ

⑦延長保育

本市の基本保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までと設定していますが、さらに各保育施設の開所時間に合わせて、延長保育を実施しています。

保育時間の設定区分（令和元年度） 対象施設：保育所 9、小規模保育事業所 4、認定こども園 1

区 分	開設時間帯	実施施設数	
		市 立	民間立
延長保育	午前7時00分～午前8時30分	—	3
	午前7時15分～午前8時30分	—	1
	午前7時20分～午前8時30分	—	2
	午前7時30分～午前8時30分	2	6
基本保育	午前8時30分～午後4時30分	2	12
延長保育	午後4時30分～午後6時50分	2	—
	午後4時30分～午後7時00分	—	6
	午後4時30分～午後7時15分	—	1
	午後4時30分～午後7時30分	—	5

資料：子育て推進課調べ

⑧一時保育

保育所に通年入所している児童以外の児童を一時的に保育する制度です。主な利用要件は下記の通りです。また、集団に入る前のならし保育等の多様なニーズに対して積極的な受け入れを行っています。

- 利用要件
- 保護者の病気、けが、介護、看護、通院、冠婚葬祭など
 - 保護者の不定期就労、職業訓練受講など
 - 保護者のリフレッシュ、買い物など

- 対象施設
- 新庄保育園 生後8ヶ月から未就学児を対象（月～土：午前8時30分～午後7時）
 - 託児ルームHUG 生後2ヶ月から未就学児を対象（月～土：午前8時30分～午後7時）
 - こらっせ保育園 生後6ヶ月から未就学児を対象（月～金：午前8時30分～午後6時）

⑨一時預かり事業実施状況（平成30年度） 対象施設：幼稚園 4、認定こども園 1

実施項目	実施内容	実施施設数
早朝預かり保育	午前7時30分から保育時間開始時刻までの預かり保育	3
預かり保育	保育時間終了後から2時間以上の預かり保育	5
長期休業日保育	長期休業日で10日以上預かり保育	4

資料：子育て推進課調べ

⑩放課後児童クラブ（学童保育）

核家族化や女性の就労増加による昼間の留守家庭が増えつつあるなかで、これらの児童の事故の抑制と防止、児童の健全育成を図るとともに保護者が安心して仕事に従事できるよう、小学校の放課後及び閉校日時等における児童の保育を行う公立の放課後児童クラブを4所設置しています。（運営は社会福祉協議会に委託）

また、民間立の（放課後児童クラブ）が6所あり、保護者のニーズに沿った運営が実施されています。

入所状況

（単位：人）

施設 \ 年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立	日新放課後児童クラブ（松本）【定員 80】	57	71	80	77	79	80
	中央学童保育所（堀端町）【定員 60】	45	62	60	59	58	58
	北辰学童保育所（十日町）【定員 25】	28	18	16	18	24	22
	萩野放課後児童クラブ（泉田）【定員 40】	—	21	40	40	40	40
民間立	金沢学童クラブ（上金沢町）	43	46	41	44	43	42
	なかよし放課後学童クラブ（大手町）	45	45	43	44	45	49
	はぐくみキッズ放課後クラブ（十日町）	33	33	39	46	52	53
	にこにこ城南放課後児童クラブ（城南町）	19	26	17	18	19	15
	マルコアフタースクール（城南町）	3	10	6	3	4	10
	ひまわり放課後児童クラブ（金沢）	13	15	16	16	15	15
合 計		286	347	358	365	379	384

（各年度5月1日現在）

資料：子育て推進課調べ

⑪地域子育て支援センター

核家族化、都市化、女性の社会進出等により家庭を取り巻く環境が大きく変化してきた中、子育てに負担感や不安感を抱く家庭や、助言や支援を必要とする家庭が増加している状況に対応するため、平成12年5月に新庄市地域子育て支援センターが設置されました。専任の保育士が、育児の悩みなどについての相談に応じ、助言や指導を行う他、子育てサークルの支援と育成、保育に関する情報提供などの活動を行っています。さらにSNS等を活用により気軽に相談できるよう取り組んでいます。また、民間立認可保育所2所で子育て支援センターが開設されており、入所前の年齢の親子の集いや交流の場を提供するとともに、相談対応活動等を行っています。

（令和元年度）

名 称	実施場所	開設日
新庄市地域子育て支援センター	こらっせ新庄（本町）わらすこ広場に併設	6日/週
パリス子育て支援センター「育ちの広場」	パリス保育園内（金沢）	5日/週
新庄保育園子育て支援センター「ぴよこクラブ」	新庄保育園内（桧町）	5日/週

⑫屋内遊戯施設「わらすこ広場」

子どもが心豊かに育つ環境の整備と子育て家庭の保護者の交流の場を目的に、0歳から小学校3年生くらいまでの児童の遊び場として、屋内型児童遊園施設「わらすこ広場」を設置しています。ボランティアサークルの協力でイベントを実施しているほか、併設している「新庄市地域子育て支援センター」による「あそびの広場」も毎週開催しています。

利用状況

種別 \ 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者総数	42,256 人	43,135 人	34,279 人	29,892 人
内、市内利用者数	33,342 人	33,045 人	25,772 人	21,543 人
開所日数	311 日	310 日	311 日	312 日
日平均利用者数	136 人	139 人	110 人	96 人

資料：子育て推進課調べ

⑬乳幼児健康診査

本市における乳幼児健康診査の受診状況は良好で、4か月児、1歳6か月児、3歳児のいずれの健康診査においても高い受診率で推移しています。

受診状況

(単位：人、%)

種別 \ 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
4 か月児 健康診査	対象児童	296	263	263	210	233
	受診児童	294	258	260	210	232
	受診率 (%)	99.3	98.1	98.9	100.0	99.6
1 歳 6 か月児 健康診査	対象児童	306	287	257	260	215
	受診児童	304	286	255	257	213
	受診率 (%)	99.3	99.7	99.2	98.8	99.1
3 歳児 健康診査	対象児童	265	249	283	289	246
	受診児童	263	244	283	287	246
	受診率 (%)	99.2	98.0	100.0	99.3	100.0

資料：健康課調べ

⑭家庭児童相談

家庭における養育問題、放任、過保護等に起因する情緒障がい、非行、不登校等が大きな社会問題となっていることから、家庭児童相談員を中心に県中央児童相談所等関係機関との連携のもと家庭児童相談を実施しています。

福祉事務所家庭児童相談室年度別相談取り扱い件数

(単位：人)

年度	養護	保健	障がい	非行	性格行動	不登校	適正	育児・しつけ	その他	計
平成 27 年度	327	0	57	0	0	26	0	0	0	410
平成 28 年度	289	0	44	3	0	7	0	0	0	345
平成 29 年度	449	0	43	0	0	6	0	0	2	500
平成 30 年度	460	0	72	7	0	6	0	0	2	545

資料：子育て推進課調べ

⑮児童虐待にかかる相談

児童虐待については、児童相談所への児童虐待対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっています。本市における児童虐待に関する相談も増加傾向を示しています。

児童虐待相談件数の推移

(単位：件)

種別 \ 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
新庄市	通告件数	6	5	4	11
	認定件数	3	3	3	8
山形県 (児相+市町村)	通告件数	713	734	638	922
	認定件数	383	377	318	512

資料：子育て推進課調べ

⑩手当等

I. 児童手当

家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、中学校修了までの児童を養育している者に支給しています。(所得制限あり)

◎児童手当額	3歳未満の児童	15,000円(月額)
	3歳以上小学校終了前の児童【第1・2子】	10,000円(月額)
	3歳以上小学校終了前の児童【第3子以降】	15,000円(月額)
	中学生の児童	10,000円(月額)

種別 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童数(延)	49,026人	47,436人	45,486人
支給金額	543,630,000円	524,880,000円	501,365,000円

資料：子育て推進課調べ

II. 児童扶養手当

母子家庭等の一人親家庭(平成22年度より父子家庭にも適用)の児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進を支援し、当該児童の健全育成を図るため、一人親の母、父、または児童を養育する保護者に支給しています。(所得制限あり)

種別 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給者数(内支給停止者数)	418人(33人)	415人(41人)	397人(38人)
支給金額	189,979,440円	191,526,130円	188,688,620円

資料：子育て推進課調べ

III. 特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童等の福祉の増進を図るため、当該児童を扶養する父母または養育する者に支給します。(所得制限あり、支給は県が行います)

種別 \ 年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給者数	1級障害児	28人	33人	28人
	2級障害児	52人	47人	47人

資料：子育て推進課調べ

IV. 障害児福祉手当

常時特別な介護を要する20歳未満の在宅の重度障害児に対して支給しています。

種別 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給者数(当該年度末時点)	28人	27人	25人
支給金額	4,505,640円	4,812,520円	4,742,750円

資料：成人福祉課調べ

⑪障がい児福祉サービス

I. 児童発達支援

未就学の障がい児を対象として、日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

適用実績

	支給決定者数	利用者数	助成額
平成28年度	17人	13人	3,069,594円
平成29年度	16人	13人	2,326,645円
平成30年度	14人	12人	3,492,687円

資料：成人福祉課調べ

II. 放課後等デイサービス

就学中の障がい児を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練を行い、自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを行います。

適用実績

	支給決定者数	利用者数	助成額
平成28年度	61人	55人	67,828,357円
平成29年度	64人	61人	79,629,468円
平成30年度	65人	63人	79,292,565円

資料：成人福祉課調べ

III. 居宅介護(ホームヘルプ)

障がい児を対象として、保護者の病気やその他の事由により、保護者だけでは在宅での支援が困難な場合、入浴や排せつ、食事などの援助を行います。

適用実績

	支給決定者数	利用者数	助成額
平成28年度	2人	2人	1,982,170円
平成29年度	2人	2人	2,256,110円
平成30年度	3人	3人	2,795,550円

資料：成人福祉課調べ

IV. 短期入所（ショートステイ）

障がい児を対象として、保護者の病気やその他の事由により、在宅での支援が困難な場合、児童福祉施設等へ短期入所することで必要な支援を行います。

適用実績

	支給決定者数	利用者数	助成額
平成 28 年度	13 人	1 人	15,910 円
平成 29 年度	10 人	3 人	158,158 円
平成 30 年度	7 人	3 人	432,909 円

資料：成人福祉課調べ

V. 補装具給付

身体障がい児（特定の難病患者を含む。）を対象として、失われた部位や損傷のある部位を補い、必要な機能を確保するための用具の購入費や修理費を支給します。

適用実績

	義肢	装具	座位保持装置	車椅子	眼鏡	補聴器	歩行器	その他	助成額
平成 28 年度	0 件	3 件	0 件	2 件	0 件	2 件	1 件	0 件	779,980 円
平成 29 年度	1 件	3 件	3 件	5 件	0 件	2 件	2 件	0 件	3,558,405 円
平成 30 年度	0 件	2 件	1 件	6 件	1 件	0 件	1 件	1 件	1,763,724 円

資料：成人福祉課調べ

VI. 日常生活用具給付等

身体障がい児（特定の難病患者を含む。）を対象として、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資するための用具の購入費や住宅の改修費を支給します。

適用実績

	日常生活用具	住宅改修	助成額
平成 28 年度	0 件	0 件	0 円
平成 29 年度	1 件	1 件	205,179 円
平成 30 年度	0 件	0 件	0 円

資料：成人福祉課調べ

5 ニーズ調査結果から見る現状

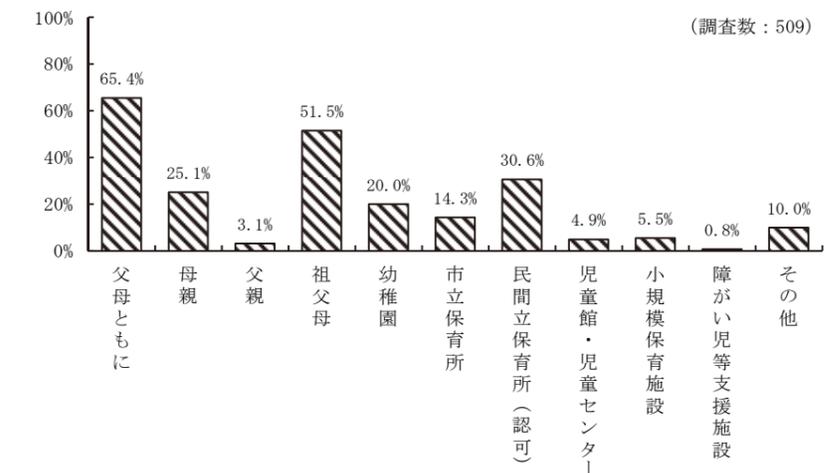
【概要】

1. 調査地域：新庄市全域
2. 調査対象：①就学前児童の保護者 ②小学生児童の保護者
3. 調査件数：①無作為抽出 800名 ②無作為抽出 800名
4. 調査期間：平成 30 年 11 月～平成 30 年 12 月
5. 回答数（率）：① 509 件（63.6%） ② 514 件（64.3%）

（1）子どもの育ちをめぐる環境について

主な保育者の状況〈就学前児童〉

●お父さんの子育てに日常的にかかわっている方

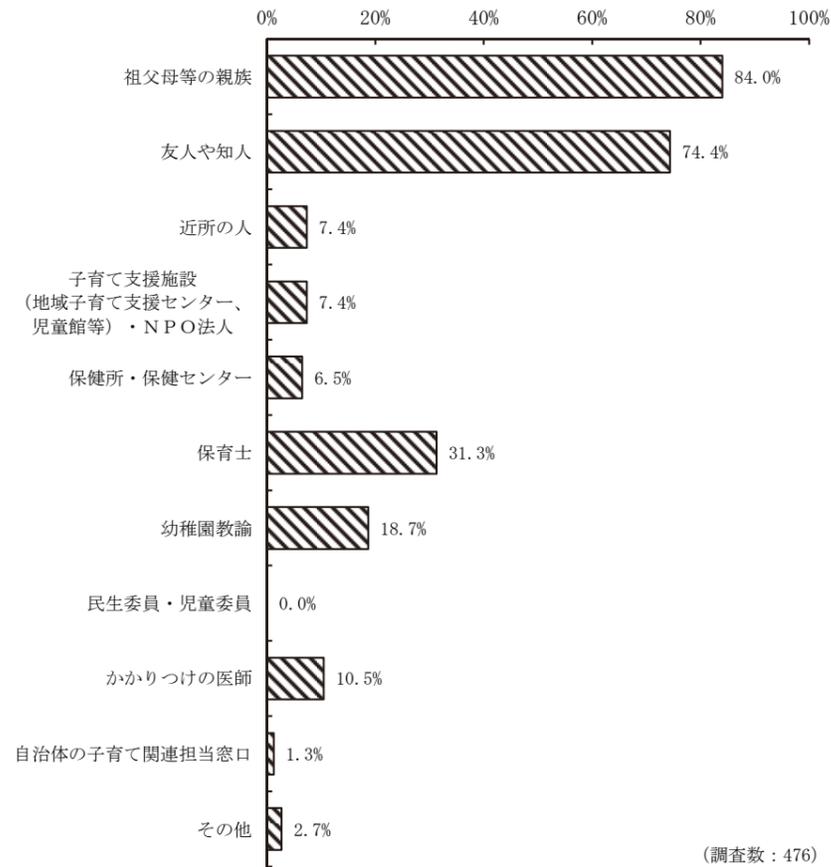


〈前回調査との比較（％）〉

	H30	H25	増減
父母共に	65.4	55.7	9.7
母親	25.1	27.1	▲2.0
祖父母	51.5	48.6	2.9
民間立保育所	30.6	13.1	17.5

子育てに関する相談先

●〈就学前児童〉お子さんの子育てに関して気軽に相談できる先について（複数回答）



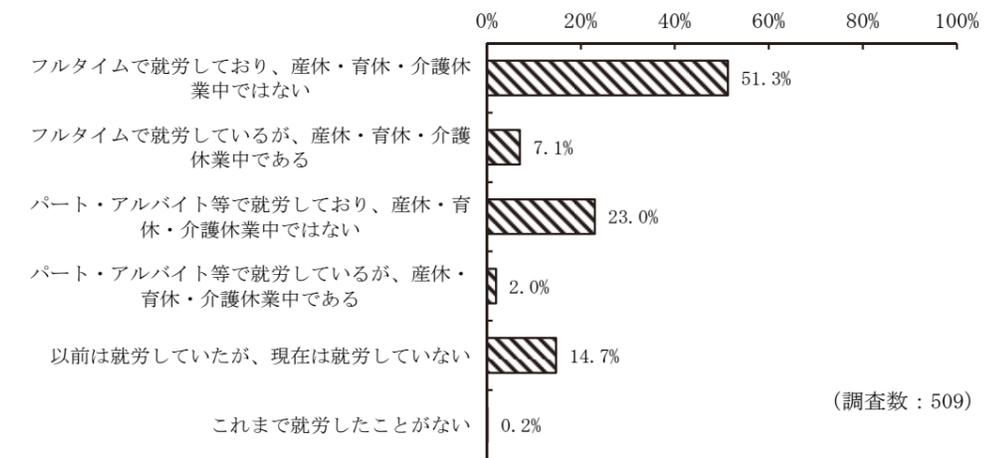
〈前回調査との比較(%)〉

	H30	H25	増減
祖父母等の親族	84.0	82.2	1.8
友人や知人	74.4	76.2	▲1.8
保育士	31.3	24.5	6.8

(2) 保護者の就労状況について

母親の就労状況について

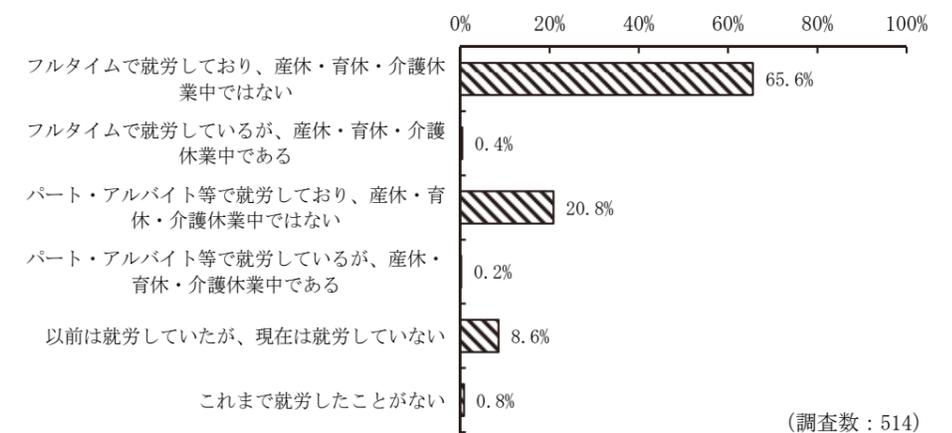
●〈就学前児童〉母親の現在の就労状況について



〈前回調査との比較(%)〉

	H30	H25	増減
フルタイム就労	51.3	47.7	3.6
フルタイム就労で休業中	7.1	4.6	2.5
パート・アルバイト	23.0	20.7	2.3
パート・アルバイトで休業中	2.0	1.6	0.4
現在では就労していない	14.7	22.1	▲7.4
就労したことがない	0.2	14.9	▲14.7
合計			▲22.1

●〈小学生児童〉母親の現在の就労状況について

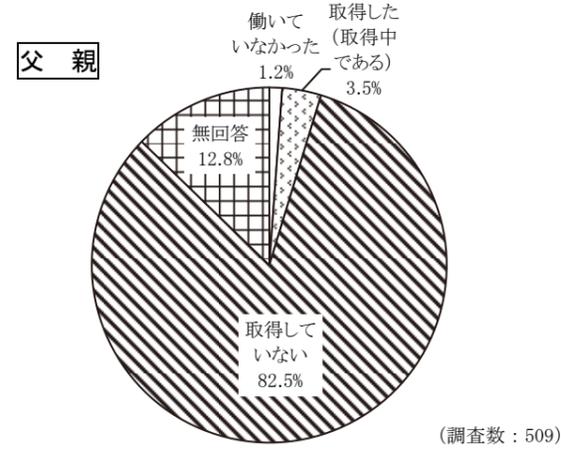
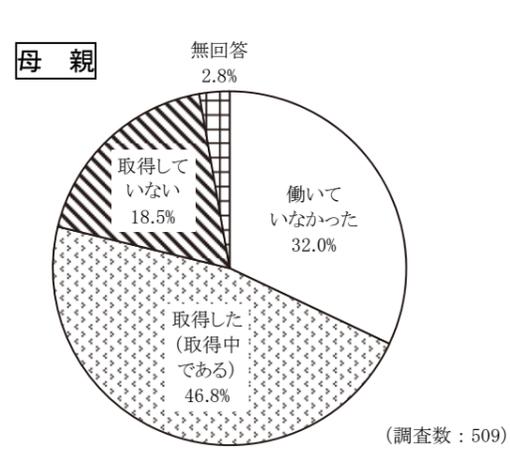


〈前回調査との比較 (%)〉

	H30	H25	増減	
フルタイム就労	65.6	60.0	5.6	} 1.8
フルタイム就労で休業中	0.4	1.1	▲0.7	
パート・アルバイト	20.8	23.6	▲2.8	
パート・アルバイトで休業中	0.2	0.5	▲0.3	
現在は就労していない	8.6	11.3	▲2.7	} ▲3
就労したことがない	0.8	1.1	▲0.3	

育児休業の取得状況について

● 〈就学前児童〉 育児休業の取得状況



〈前回調査との比較 (%)〉

(母親)

	H30	H25	増減
取得した(取得中)	46.8	33.4	13.4
働いていなかった	32.0	39.3	▲7.3

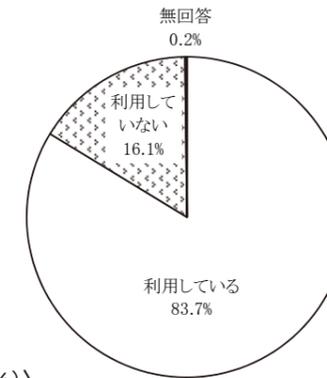
(父親)

	H30	H25	増減
取得した(取得中)	3.5	1.6	1.9
働いていなかった	1.2	0.9	0.3

(3) 教育・保育事業について

教育・保育の利用状況

● 〈就学前児童〉 現在の教育・保育の利用状況について

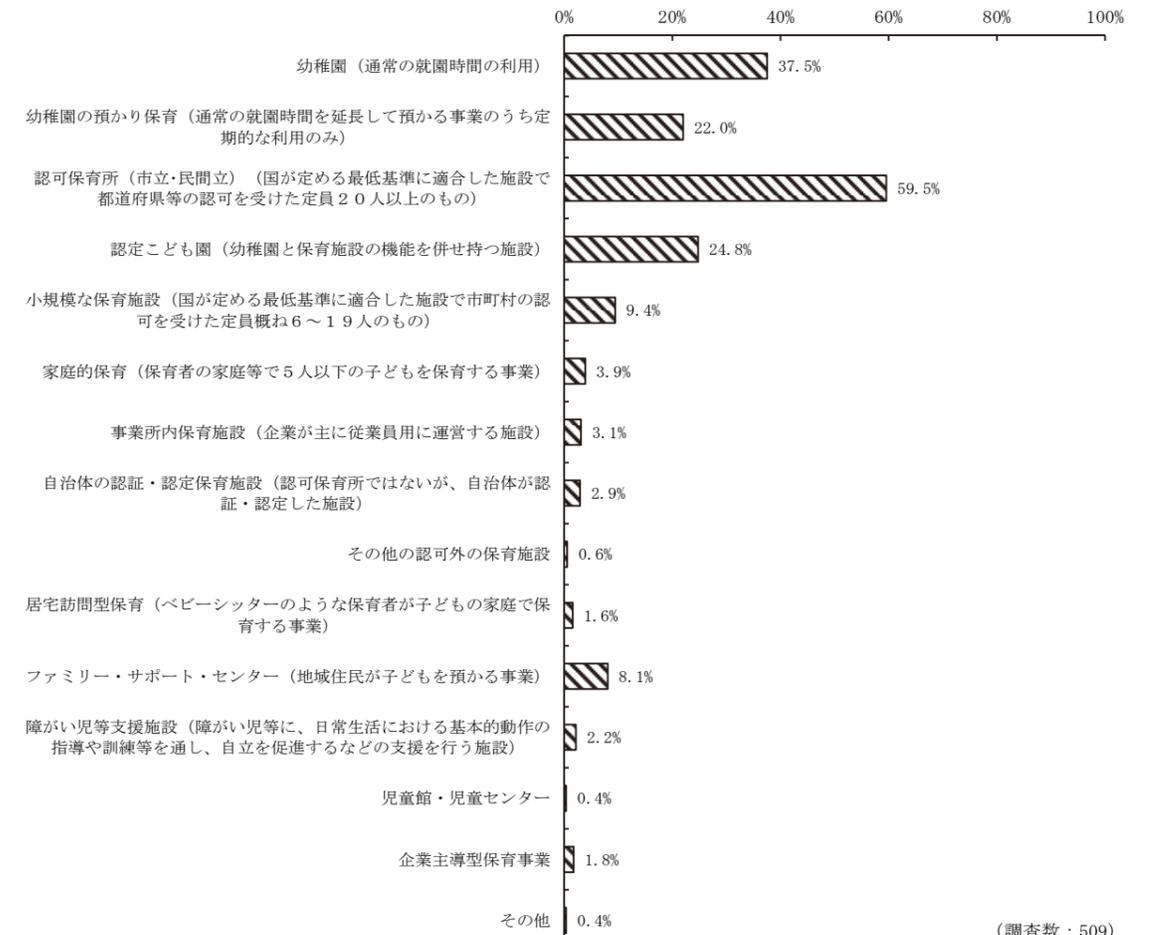


〈前回調査との比較 (%)〉

	H30	H25	増減
定期的な教育・保育事業を利用している	83.7	67.2	16.5

希望する定期的な教育・保育事業

● 〈就学前児童〉 利用したい教育・保育事業



〈前回調査との比較 (%)〉

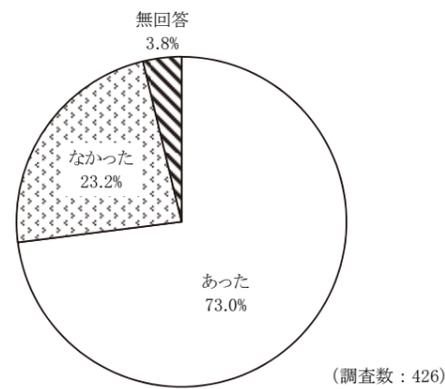
	H30	H25	増減
認可保育所	59.5	43.2	16.3
幼稚園	37.5	27.7	9.8
認定こども園	24.8	—	24.8
幼稚園の預かり	22.0	4.0	18.0

(4) 子育て支援事業について

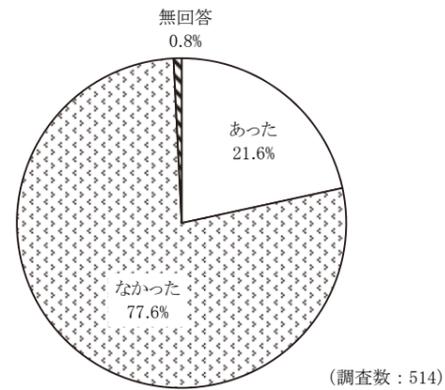
お子さんの病気やケガの際の対応について

病気やケガで、通常の事業が利用できなかったことの有無

● 〈就学前児童〉



● 〈小学生児童〉



〈前回調査との比較 (%)〉 ※就学前児童のみ

	H30	H25	増減
あった	73.0	60.3	12.7

● 上記の時、対処方法(複数回答)

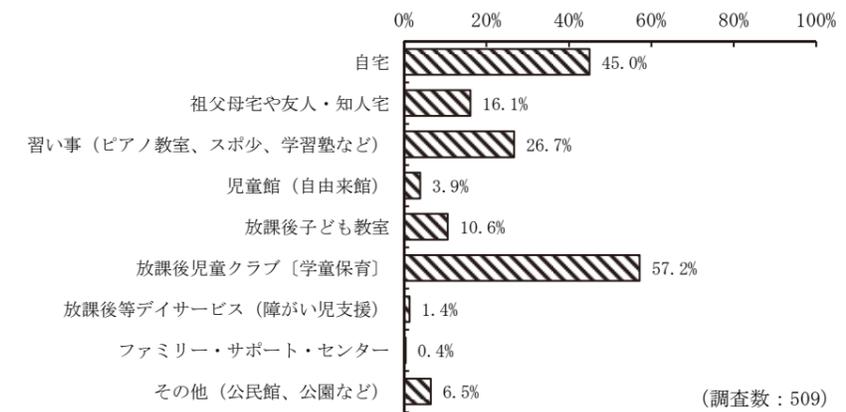
	H30	H25	増減
父親が休んだ	27.3	23.0	2.7
母親が休んだ	78.5	73.2	5.3
親族・知人	48.6	52.9	▲4.3
病児・病後児保育	2.9	2.3	0.6

● 病気やケガの時、保育施設等を利用したい

	H30	H25	増減
利用したい	40.7	39.4	1.3
利用したいと思わない	57.7	58.5	▲0.8

小学校就学後の放課後の過ごし方の希望について

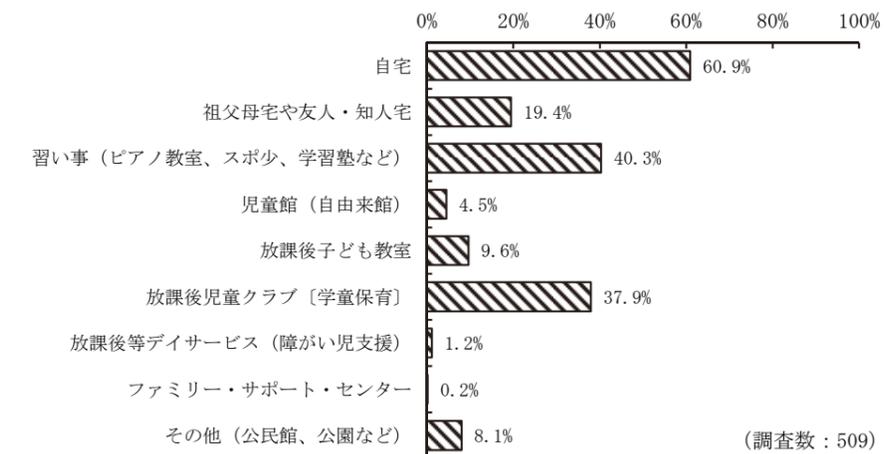
● 〈就学前児童〉 小学校低学年 (1~3年生) の放課後の過ごし方の希望



〈前回調査との比較 (%)〉

	H30	H25	増減
自宅	45.0	61.0	▲16
放課後児童クラブ	57.2	43.5	13.7

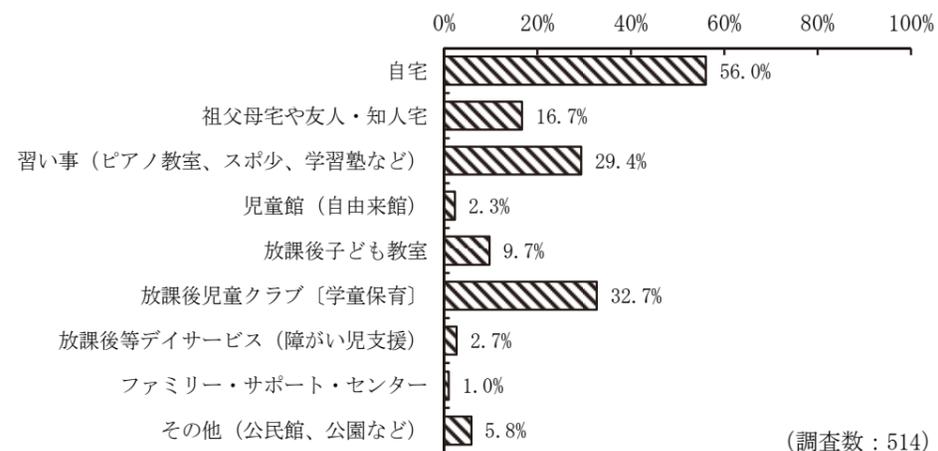
● 〈就学前児童〉 小学校高学年 (4~6年生) の放課後の過ごし方の希望



〈前回調査との比較 (%)〉

	H30	H25	増減
自宅	60.9	69.7	▲8.8
放課後児童クラブ	37.9	31.2	6.7

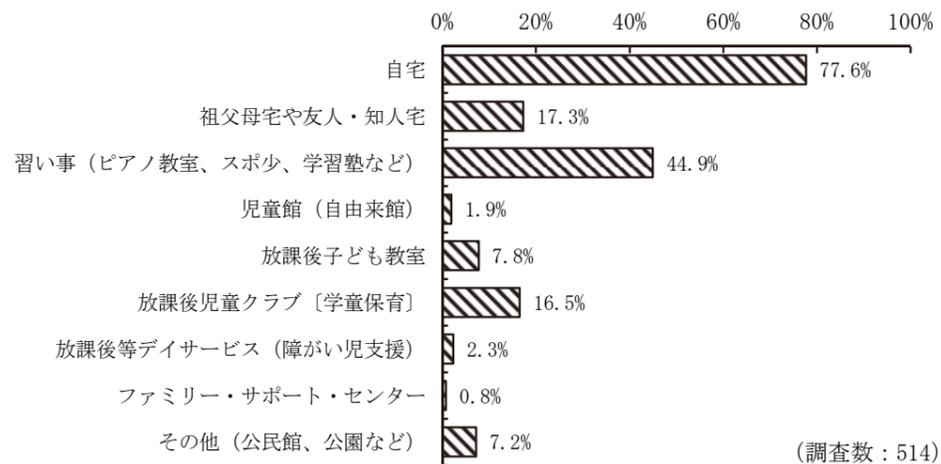
● 〈小学生児童〉 小学校低学年（1～3年生）の放課後の過ごし方の希望



〈前回調査との比較 (%)〉

	H30	H25	増減
自宅	56.0	58.7	▲2.7
習い事	29.4	26.4	3.0
放課後児童クラブ	32.7	22.8	9.9

● 〈小学生児童〉 高学年（4～6年生）の放課後の過ごし方の希望



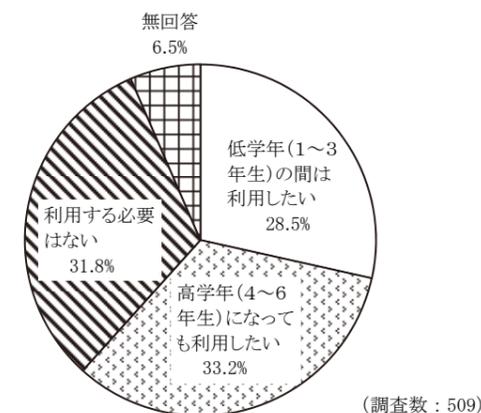
〈前回調査との比較 (%)〉

	H30	H25	増減
自宅	77.6	72.7	4.9
習い事	44.9	41.1	3.8
放課後児童クラブ	16.5	11.2	5.3

放課後児童クラブの利用希望について

長期休暇中の利用希望

● 〈就学前児童〉 夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の「放課後児童クラブ」「放課後等デイサービス」の利用希望



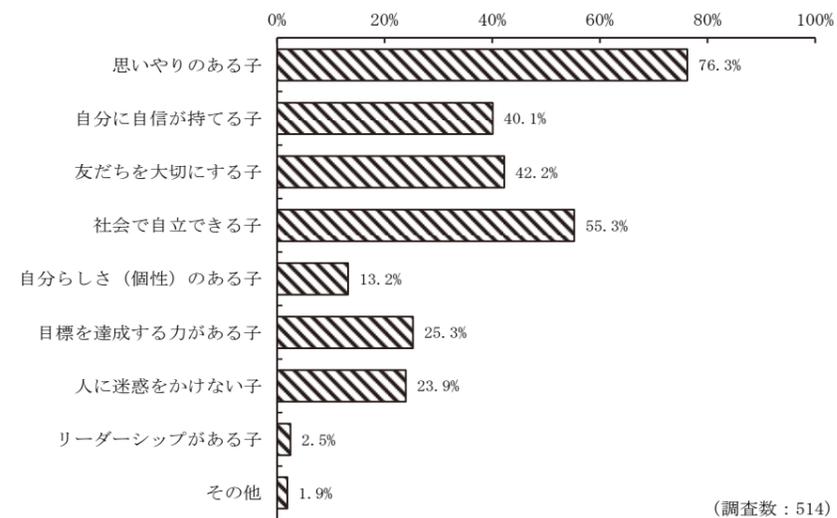
〈前回調査との比較 (%)〉

	H30	H25	増減
低学年の間は利用したい	28.5	23.3	5.2
高学年でも利用したい	33.2	22.9	10.3

(5) その他

【小学生のみ】

● どんなお子さんに育ててほしいか

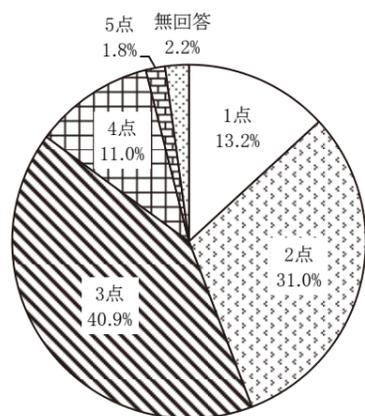


- ① 思いやりのある子 76.3
- ② 社会で自立できる子 55.3
- ③ 友だちを大切にできる子 42.2
- ④ 自分に自信が持てる子 40.1

子育てについて感じることや満足度について

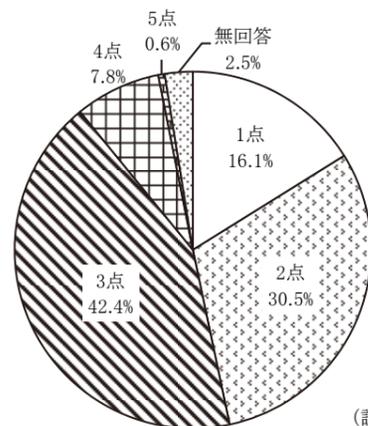
● 本市の子育て支援への満足度

《就学前児童の保護者》



(調査数：509)

《小学生の保護者》



(調査数：514)

《前回調査との比較 (%)》

《就学前児童の保護者》

	H30	H25	増減
3点～5点(満足度が高い)	53.7	49.7	4
1点～2点(満足度が低い)	44.2	47.2	▲3

《小学生の保護者》

	H30	H25	増減
3点～5点(満足度が高い)	50.8	40.1	10.7
1点～2点(満足度が低い)	46.6	56.3	▲9.7

子育てに関する意見・要望等について

子育てに関する意見・要望等は、就学前児童の保護者が509件中283件(55.6%)、小学生児童の保護者が514件中249件(48.4%)の記載があります。

内容の分類では、就学前児童では「環境：遊び場」に関して93件(32.9%)、「子育て支援：手当・補助金」に関して86件(30.4%)、「医療：医療機関」に関して46件(16.3%)の順に多くありました。

一方、小学生児童では「環境：遊び場」に関して49件(19.7%)、「子育て支援：手当・補助金」に関して46件(18.5%)、「保育サービス：学校」38件(15.3%)の順に多く、「環境：遊び場」に関しては、就学前児童と小学生児童とも最も意見・要望が多い結果となっています。

6 子ども・子育て支援事業計画の検証

《教育・保育の提供体制の確保の内容の整理・分析》

検証にあたり、「①量の見込み」について、平成27年から平成29年は入園(所)児童数を記載し、平成30年及び平成31年は、平成29年に行った中間見直しにおける計画値を記載しています。

また、「②確保の内容」は、平成27年から平成31年までは実際の入園(所)児童数を表しており、平成30年及び平成31年における①と②の差は、教育・保育ニーズの量を検証したものです。

実際の入園(所)児童数が、「量の見込み」を上回っている2号・3号については、幼稚園の認定こども園への移行や認可外保育所から給付対象園へ移行した際に定員を増やす、あるいは認可保育所等における利用定員弾力化での受入れなどにより対応したため、待機児童は発生していません。

単位：人

		実績値									
		1年目(平成27年)			2年目(平成28年)			3年目(平成29年)			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①	量の見込み(必要利用定員総数)	284	475	312	279	476	339	221	519	348	
	量の見込み(他市町村の子ども)	1	7	38	1	-	7	3	3	9	
② 確保の内容	給付対象	教育・保育施設(幼稚園、保育所等)	9	379	170	9	445	216	58	500	231
		教育・保育施設(他市町村の子ども)	-	-	-	-	-	-	1	-	-
		地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育等)	-	-	-	-	-	87	-	-	79
		地域型保育事業(他市町村の子ども)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	給付対象外	確認を受けない幼稚園	275	-	-	270	-	-	163	-	-
		確認を受けない幼稚園(他市町村の子ども)	1	-	-	1	-	-	2	-	-
		認可外保育施設	-	96	142	-	31	36	-	19	38
		認可外保育施設(他市町村の子ども)	-	7	38	-	-	7	-	3	9
	②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計画値								
		4年目(平成30年)			5年目(平成31年)						
		1号	2号	3号	1号	2号	3号				
①	量の見込み(必要利用定員総数)	224	521	352	214	498	358				
	量の見込み(他市町村の子ども)	2	-	6	2	-	3				
② 確保の内容	給付対象	教育・保育施設(幼稚園、保育所等)	113	552	316	175	555	276			
		教育・保育施設(他市町村の子ども)	1	-	-	-	-	-			
		地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育等)	-	-	91	-	-	60			
		地域型保育事業(他市町村の子ども)	-	-	-	-	-	1			
	給付対象外	確認を受けない幼稚園	104	-	-	-	-	-			
		確認を受けない幼稚園(他市町村の子ども)	1	-	-	-	-	-			
		認可外保育施設	-	19	21	-	-	24			
		認可外保育施設(他市町村の子ども)	-	-	6	-	-	-			
②(実績値)-①(計画値)		▲7	50	76	▲41	57	0				

【今後の方向性】

0歳から5歳までの児童人口は減少し続けている一方で、ニーズ調査結果を見ても、保護者の就労状況は就学前児童の母親全体で83.4%(産休・育休・介護休業中を含む)、就学児童の母親でも87.0%が働いており、前回調査との比較ではそれぞれ8.8%(未就学児童の母親)、1.8%(就学児童の母親)増えています。多くの女性が社会参加しているという状況がうかがえます。

また、令和元年10月から実施される「幼児教育・保育の無償化」により、一層、保育の需要は増加するものと見込まれます。人口減少を見据えながら、その需要に対する保育施設を確保していく必要があります。

《地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の検証》

※見込み量は、平成29年度中間改訂版による数値であり、平成27・28年度は実績値、平成29・30年度は見直し後の計画値を表しています。

(1) 利用者支援事業

事業概要	保健師等の専門性を活かし、妊娠期から子育て期にわたり母子保健や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み量(計画値)	0か所	0か所	0か所	1か所
実施箇所	0か所	0か所	0か所	1か所
課題・今後の方向性	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの継続支援を強化しています。今後も関係機関との連携を密にして支援していきます。			

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報の提供その他の援助を行う事業。			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所	3か所	3か所	3か所	3か所
見込み量(計画値)	7,116人日	6,726人日	6,650人日	6,650人日
延べ利用人数	7,116人日	6,726人日	5,446人日	4,941人日
課題・今後の方向性	0～2歳児の保育施設への入所率が上昇したため、利用が減少しています。地域の子育て拠点として、今後も地域支援活動を実施していきます。			

(3) 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業。			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み量(計画値)	409人	365人	400人	400人
延べ利用人数	409人	365人	354人	344人
課題・今後の方向性	出生数は年々減少傾向にあります。今後も妊娠・出産のための支援を継続します。			

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み量(計画値)	272人	243人	250人	250人
利用人数	272人	243人	220人	226人
課題・今後の方向性	里帰りなどにより長期に滞在する場合、訪問時期が遅れがちです。4か月健診まで全ての母子に面談できるよう、今後も他事業との連携を密にし、継続して推進していきます。			

(5) 養育支援事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭における適切な養育を支援する事業。			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み量(計画値)	20人	20人	20人	20人
延べ利用人数	20人	20人	23人	56人
課題・今後の方向性	出生数が減少する一方で、養育支援が必要な人は増加しています。継続した支援方法として通常の訪問の他、電話訪問、関係機関との同行訪問等も合わせて実施し、今後も関係機関と連携してきめ細やかな対応に努めます。			

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

事業概要	保護者の疾病等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を、施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み量(計画値)	116人日	161人日	163人日	162人日
延べ利用人数	10人日	50人日	56人日	94人日
課題・今後の方向性	一時保護児童・施設入所児童が増加し、施設の受け入れが困難な場合もあり、利用件数が伸び悩んでいます。児童及びその家庭の福祉の向上を図る事を目的としている事業であり、今後も周知を図りながら事業を継続する必要があります。			

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込み量（計画値）	148 人日	115 人日	240 人日	240 人日
延べ利用人数	148 人日	115 人日	297 人日	180 人日
課題・今後の方向性	直近の数値では、利用数が減少していますが、依頼会員と協力会員は共に増加し、受け入れ体制が強化されています。子育てと仕事の両立への安心感の確保につながる事業であり、今後も協力会員の人材養成や会員の確保に努めます。			

(8) 一時預かり事業

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して、主として昼間に幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込み量（計画値） 幼稚園の一時預かり	19,767 人日	18,759 人日	15,000 人日	15,000 人日
幼稚園の一時預かり	19,767 人日	18,759 人日	8,744 人日	8,730 人日
見込み量（計画値） 保育所の一時保育	1,271 人日	993 人日	1,000 人日	1,000 人日
保育所の一時保育	1,271 人日	993 人日	617 人日	350 人日
課題・今後の方向性	保護者の方の短時間就労や通院、又は育児リフレッシュ等により、一時的に保育が必要となる世帯があり、今後も事業の継続は必要です。			

(9) 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間に、保育所等において保育を実施する事業。			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込み量（計画値）	94 人	77 人	80 人	80 人
延べ利用人数	94 人	77 人	89 人	51 人
課題・今後の方向性	保護者の就労形態の多様化等により延長保育においても利用ニーズが見込まれることから、今後も保護者の利便性の向上を図っていきます。			

(10) 病児保育事業（病児・病後児事業）

事業概要	病児について、保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業。			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数 (病児・病後児対応型)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
見込み量（計画値）	529 人日	202 人日	200 人日	200 人日
児童数	529 人日	202 人日	89 人日	124 人日
課題・今後の方向性	29 年度より地域子ども・子育て支援事業として実施している数値を記載しています。ニーズ調査においては、利用希望が増加している一方で認知度が低いと思われるため、利用方法等の周知が必要です。本事業は仕事と育児を両立している保護者を支援する観点からは必要不可欠な施策です。			

(11) 放課後児童健全育成事業

(各年 5 月 1 日現在)

事業概要	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や週末等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業。			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
見込み量（計画値） (低学年 1～3 年)	289 人	295 人	290 人	300 人
延べ利用人数 (低学年 1～3 年)	289 人	295 人	290 人	299 人
見込み量（計画値） (高学年 4～6 年)	58 人	63 人	75 人	80 人
延べ利用人数 (高学年 4～6 年)	58 人	63 人	75 人	80 人
課題・今後の方向性	児童数は減少しているものの、利用希望者は増加しています。また、高学年の利用希望も増加しており、今後もその傾向は継続すると予測されます。老朽化した施設や狭隘な施設もあり、分園等の施設整備による保育の質の改善、支援員の確保等について検討し、放課後の居場所づくりを進めます。			

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
	実施実績なし
課題・今後の方向性	国や県の動向を踏まえながら実施を検討します。

(13) 多様な事業者の参入を促進する事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。
	実施実績なし
課題・今後の方向性	本市の状況を踏まえて、事業の実施を検討していきます。

7 新庄市の取り組むべき課題

① 少子化と核家族化の進行

総人口と児童人口の推移と推計から、少子化と核家族化が今後さらに進行していくことが予想されます。少子化・核家族化の時代における子育て支援のあり方や少子化の進行を抑制するような取り組みを、市全体で行っていく必要があります。

② 妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実

子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージでの、きめ細やかな支援が必要とされています。社会環境が大きく変化する中で、安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適切な保健医療サービスの提供などを関係団体と連携して推進することが求められます。

③ 就学前児童の教育・保育環境の整備

少子化・核家族化の進行や就労意欲のある母親の増加、就労形態の多様化などにより、子育てに関する意見からも多様なニーズがうかがえます。児童数は減少している一方で、保育所等入所児童数は増加しており、一時預かりや休日保育、病児保育などの利用意向も増加しています。多様なニーズへの対応を進めるために、子どもの健やかな育ちを最優先とした質の高い教育・保育の推進が必要です。また、認定こども園、幼稚園、保育所がそれぞれの機能を十分果たせるよう、環境整備を進める必要があります。

④ 地域での子育て支援の充実

家庭や地域との連携を図りながら、子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを進めるため、子育て支援センター、わらすこ広場等の施設整備の充実を図り、地域での子育てが円滑に行えるよう支援する必要があります。

また、利用者支援では、子どもや家庭の状況に合わせたサービスや事業の紹介・つなぎを行い、保護者の不安や悩みが解消できるような支援を推進する取り組みが求められています。

⑤ 放課後児童クラブの利便性向上

共働き世帯の増加や核家族化により、今回のニーズ調査においても放課後児童クラブの利用希望が増加しており、特に高学年になっても預かってほしいという意見が多くあります。4年生以上の希望者が利用出来ない状況もあり、放課後児童クラブのさらなる利便性向上を目指して、受け入れのための整備や質の充実等について検討を進めていくことが必要です。

⑥ 健全な子育てのための相談体制の充実と関係機関の連携強化

子育てに関する相談先は身近な人が大きな割合を占めていますが、核家族化の進行やひとり親家庭の増加などにより、相談できる相手が身近にいない人や専門的な内容について聞きたい場合など、保護者の状況は様々です。さらに、児童虐待に関する相談も増加傾向にあることから、児童虐待防止と子どもの安全確保のために、より一層関係機関と連携して取り組むことが

重要な課題となっています。発育や障がいなどに関する子どもの相談にも対応できる総合的な窓口の設置や、子育て家庭が孤立しないよう相談体制の充実を図り、安心して子育てができるような環境をつくっていくことが重要です。

また、健全な子育てのための支援の充実を図るために、市や施設等の関係機関が連携して家庭への支援体制を強化していく必要があります。

⑦ 子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療など多分野にわたり、子育てに関する経済支援はニーズが多い分野のひとつです。特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などは、より経済支援を必要としています。

また、生活困窮家庭の子どもについては、経済状況が学力や進学、成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことがないよう、子育て家庭の経済的負担の軽減と、子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

子どもは未来の宝もの みんなで育てよう

いのち輝く新庄っ子

本市では、「新庄市子ども・子育て支援事業計画（第1期：平成27年度～平成31年度）」において、『子どもは未来の宝もの みんなで育てよう いのち輝く新庄っ子』を基本理念とし、まちの担い手であるすべての子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、社会全体で子どもたちを育むまちづくりを目指してきました。

第2期計画においてもこの基本理念を継承し、子育て家庭、保育施設や学校、地域住民、事業者、行政等が一体となって、子どもと子育て家庭を支援するとともに、子どもを安心して産み育てることができる環境整備を行うことにより本市の子ども・子育て支援事業を推進してまいります。

2 基本的視点

基本理念を支えるため、以下の3つの基本的視点に立って、子どもの健やかな成長と子育てを支援するまちを目指します。

1 子どもの健やかな成長を育み「子どもの最善の利益」を実現する視点

子育て支援にあたっては、子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもの利益を最大限尊重する視点に立ち、子どもの心に寄り添いながら支援を行います。

次代を担う子ども一人ひとりが夢と希望をもって、心豊かに育つことのできるまちをめざします。

2 すべての子どもと家庭への支援の視点

保護者が不安や負担、孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てを行うには、すべての子育て家庭に適切な支援を行うことが必要です。

本市では、子育て家庭のニーズに応じた支援を、妊娠、出産期から切れ目なく提供していく体制を整えます。

3 地域社会全体による支援の視点

子どもの健やかな成長を実現するためには、地域や社会を構成する一人ひとりが、子どもや子育て家庭への理解を深め、お互いに支えあうことが大切です。すべての親が子育てに責任と喜びを感じ、安心して子育てができ、子どもとの生活に安らぎや夢をもち続けられるよう、地域、家庭、企業、行政等が連携して支援を推進します。

3 基本目標と施策目標

本市の現状と課題を把握したうえで、新庄市まちづくり総合計画と関連する個別計画との整合を図りながら、以下の5つの基本目標を立て、実現のための施策目標を掲げ推進します。

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境の整備を図るとともに、妊娠前からの継続した相談支援体制を整え、出産後の乳幼児健康診査や保健指導、育児に関する相談などを充実します。

また、手当や医療費助成を通して子育てにおける経済的負担軽減と育児支援の充実を図ります。

■施策目標

- (1) 安心して産み育てられる環境の整備
- (2) 母子保健の推進
- (3) 育児支援の充実（手当・医療費助成等）

基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の安定的な提供と質の向上を進めます。

また、小学校教育との円滑な連携を推進します。

■施策目標

- (1) 教育・保育の安定的な提供と質的向上
- (2) 多様な保育事業の推進
- (3) 小学校教育との円滑な接続・連携の推進

基本目標3 子育て家庭への支援体制の整備

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により家庭教育において様々な課題が生じています。父母をはじめとする保護者が子どもについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、家庭における養育力の向上を目指した支援を推進します。

また、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長し、自立した大人となるために、家庭や地域が連携して子どもたちをとりまく環境の整備を進めます。

■施策目標

- (1) 子育て支援体制の充実
- (2) 放課後の居場所づくり
- (3) 家庭や地域の教育力の向上

基本目標4 要支援児童へのきめ細やかな取組の推進

育児放棄などの児童虐待に対して、早期に発見し適切な対応ができるように関係機関（要保護児童対策地域協議会等）と連携し、相談体制の充実を図ります。

また、障がいのある子どもやさまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が、地域で安心して生活ができるように、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する療育・教育支援体制の取り組みを推進します。

■施策目標

- (1) 児童虐待防止対策の強化
- (2) ひとり親家庭等の自立支援
- (3) 障がい児等支援の充実
- (4) 貧困等困難を抱える子どもたちへの支援

基本目標5 子育てを地域全体で支えるまちづくり

子育てに関するニーズの多様化が進んでおり、子育てに不安や負担を感じている保護者が増加している中、子育てを支える地域ネットワークづくりが一層重要となっています。

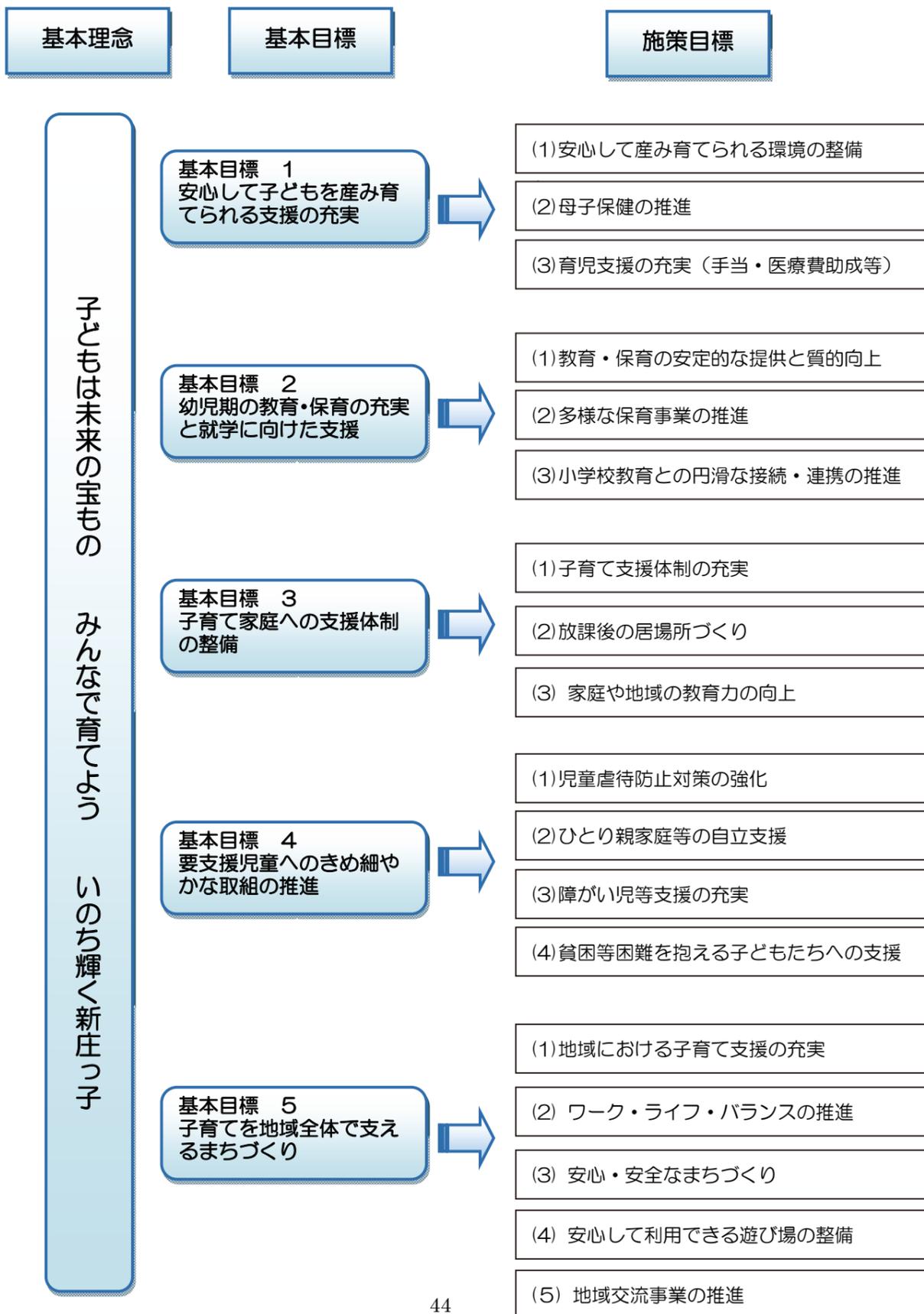
地域や社会における一人ひとりが、ともに子どもの健やかな成長を応援するという意識のもと、社会全体で子どもの健やかな育ちと安全で安心して育つことのできる環境を整備します。

また、仕事と家庭の両立支援の取組を推進し、地域が進んで支えあうまちを目指した施策を推進します。

■施策目標

- (1) 地域における子育て支援の充実
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 安心・安全なまちづくり
- (4) 安心して利用できる遊び場の整備
- (5) 地域交流事業の推進





第1章 教育・保育提供区域の設定

提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「量の見込み」や「確保方策」を算出する区域の単位として「教育・保育等の提供区域」を設定する必要があるとしています。

本市では、「新庄市まちづくり総合計画」等の各種計画において、新庄市全域を区域割していないことや、教育・保育事業においては、現在の幼稚園や保育所の利用実態として、小学校区や中学校区を越えて広域的に利用されている状況であることなどから、「教育・保育等の提供区域」はすべての事業において、新庄市全域を一つの区域として設定します。



第2章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保等

1 教育・保育の量の見込み

①これまでの利用実績

単位：人(%)

調査年	就学前 児童数(全体)	幼稚園 児童数(割合)	3-5歳保育施設 児童数(割合)	0-2歳保育施設 児童数(割合)	在宅子育て 児童数(割合)
H28	1,612(100.0)	289(18.0)	476(29.5)	339(21.0)	508(31.5)
H29	1,579(100.0)	223(14.1)	519(32.9)	348(22.0)	489(31.0)
H30	1,510(100.0)	215(14.2)	570(37.7)	330(21.9)	395(26.2)
H31	1,456(100.0)	180(12.4)	554(38.0)	351(24.1)	371(25.5)

(各年4月1日現在)

資料：子育て推進課調べ

ここ最近の利用実績をみると、幼稚園・保育所等を利用する割合は、就学前児童数全体の約75%で、今後もこの傾向で推移するものと考えられます。また、幼稚園児童数は減少傾向にあり、保育施設児童数が増加傾向にあります。特に0-2歳の保育施設の需要については、今後さらに増加するものと考えられます。

②ニーズ調査による利用意向割合

単位：人(%)

利用意向	ニーズ調査 標本数(全体)	幼稚園 希望数(割合)	3-5歳保育施設 希望数(割合)	0-2歳保育施設 希望数(割合)	在宅子育て 希望数(割合)
利用意向	509(100.0)	43(8.5)	190(37.3)	214(42.0)	62(12.2)

※H30実施のニーズ調査結果より

利用意向の算出にあたっては、ニーズ調査結果を基に、国が示す算出方法で積算したものであり、利用実績とは乖離があります。教育・保育施設等の利用希望総数の約87%の方が保育施設等希望しており、特に0-2歳保育施設を希望する割合が多くなっています。

○これまでの利用実績、ニーズ調査による利用意向割合及び今後の就学前児童人口推計から、**教育・保育の量の見込みを次のとおり設定します。**

単位：人

項目年	就学前児童数 (推計人口)	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
R2	1,393	152	556	357
R3	1,308	135	493	381
R4	1,275	132	481	388
R5	1,226	125	456	385
R6	1,215	125	454	377

【1号認定子ども】満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
 【2号認定子ども】満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
 【3号認定子ども】満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○教育・保育提供区域は新庄市全域を1つの区域とし、先に設定した量の見込みに対応するよう、**教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、以下のように設定します。**

単位：人

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①量の見込み		152	556	357	135	493	381	132	481	388	
②確保の内容	給付対象	教育・保育施設 (幼稚園、保育所等)	266	595	296	266	595	296	266	595	296
		地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	-	-	75	-	-	75	-	-	75
	給付対象外	企業主導型保育施設	-	7	31	-	7	31	-	7	31
		認可外保育施設	-	-	15	-	-	15	-	-	15
②-①		114	46	60	131	109	36	134	121	29	
		令和5年度			令和6年度						
		1号	2号	3号	1号	2号	3号				
①量の見込み		125	456	385	125	454	377				
②確保の内容	給付対象	教育・保育施設 (幼稚園、保育所等)	266	595	296	266	595	296			
		地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	-	-	75	-	-	75			
	給付対象外	企業主導型保育施設	-	7	31	-	7	31			
		認可外保育施設	-	-	15	-	-	15			
②-①		141	146	32	141	148	40				

○確保の方策

少子化の動向や幼児教育・保育の無償化の影響及び3歳未満児の保育需要を踏まえ、無償化に伴う影響等を重視しながら、幼稚園の認定こども園への移行や市立保育所における施設の整備や定員の見直しを行い確保します。

3 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進

(1) 教育・保育の一体的提供について

幼児期の教育・保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の多様化する就労形態や入所要件を問わず対応できる施設であり、地域子育て支援も行うなど、子どもの健やかな育ちの支援を図る上で多くの利点があります。

保育所（園）や幼稚園等の認定こども園への移行や設置については、今後の教育・保育の需要量を踏まえ、関係機関との協議を行いながら検討していきます。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進について

教育・保育の質の向上が図られるよう、認可や確認における適切な指導及び助言等を行います。

また、教育・保育事業を担う事業者と本市との事業における課題や情報の共有化を図り、市全体の子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

さらに、就学を迎える子どもがスムーズに学校生活に入れるよう、保育士、教員同士の情報交換を行い、状況に応じた助言及び関係機関や小学校との連携（幼保小連携）を強化します。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の授業料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

新制度未移行幼稚園の授業料及び幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料については、償還払いとなりますので、利用料をいったん施設などにお支払いいただき、市へ給付の申請を行うことで、支払った額の全部または一部が還付されます。

この給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ県による立入り調査等にも同行するなど、県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

<関連事業>

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ① 子育てのための施設等利用給付の実施 | ② ファミリー・サポート・センター事業 |
| ③ 一時預かり事業（幼稚園以外） | ④ 病児保育事業 |

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

平成30年度に実施したアンケート調査等から得られた利用希望や国の手引きを踏まえつつ、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を算出しました。従来の取り組みの中で供給体制が一定確保できていることから、確保方策としての供給量は見込み量と同じ数値としています。

※【現在の状況】の見込み量は、平成29年度中間改訂版による数値であり、平成27・28年度は実績値、平成29年・30年度は見直し後の計画値を表しています。

(1) 利用者支援事業

事業概要	保健師等の専門性を活かし、妊娠期から子育て期にわたり母子保健や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------

【現在の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み量（計画値）	0か所	0か所	0か所	1か所
実施箇所	0か所	0か所	0か所	1か所
課題・今後の方向性	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの継続支援を強化しています。今後も関係機関との連携を密にして支援していきます。			

【今後の見込み量・供給量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量・供給量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報の提供その他の援助を行う事業。
------	-----------------------------------------------------------

【現在の状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
見込み量（計画値）	7,116 人日	6,726 人日	6,650 人日	6,650 人日
延べ利用人数	7,116 人日	6,726 人日	5,446 人日	4,941 人日
課題・今後の方向性	0～2歳児の保育施設への入所率が上昇したため、利用が減少しています。地域の子育て拠点として、今後も地域支援活動を実施していきます。			

【今後の見込み量・供給量】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量・供給量	5,000 人日				

(3) 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業。
------	--------------------------------------

【現在の状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込み量（計画値）	409 人	365 人	400 人	400 人
延べ利用人数	409 人	365 人	354 人	344 人
課題・今後の方向性	出生数は年々減少傾向にあります。今後も妊娠・出産のための支援を継続します。			

【今後の見込み量・供給量】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量・供給量	324 人	312 人	300 人	290 人	280 人

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
------	------------------------------------------------------

【現在の状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込み量（計画値）	272 人	243 人	250 人	250 人
利用人数	272 人	243 人	220 人	226 人
課題・今後の方向性	里帰りなどにより長期に滞在する場合、訪問時期が遅れがちです。4か月健診まで全ての母子に面談できるよう、今後も他事業との連携を密にし、継続して推進していきます。			

【今後の見込み量・供給量】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量・供給量	212 人	206 人	202 人	197 人	192 人

(5) 養育支援事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭における適切な養育を支援する事業。
------	-------------------------------------------------------------------

【現在の状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込み量（計画値）	20 人	20 人	20 人	20 人
延べ利用人数	20 人	20 人	23 人	56 人
課題・今後の方向性	出生数が減少する一方で、養育支援が必要な人は増加しています。継続した支援方法として通常の訪問の他、電話訪問、関係機関との同行訪問等も合わせて実施し、今後も関係機関と連携してきめ細やかな対応に努めます。			

【今後の見込み量・供給量】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量・供給量	50 人				

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業概要	保護者の疾病等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を、施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
------	------------------------------------------------------

【現在の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み量（計画値）	116人日	161人日	163人日	162人日
延べ利用人数	10人日	50人日	56人日	94人日
課題・今後の方向性	一時保護児童・施設入所児童が増加し、施設の受け入れが困難な場合もあり、利用件数が伸び悩んでいます。児童及びその家庭の福祉の向上を図る事を目的としている事業であり、今後も周知を図りながら事業を継続する必要があります。			

【今後の見込み量・供給量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量・供給量	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------

【現在の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み量（計画値）	148人日	115人日	240人日	240人日
延べ利用人数	148人日	115人日	297人日	180人日
課題・今後の方向性	直近の数値では、利用数が減少していますが、依頼会員と協力会員は共に増加し、受け入れ体制が強化されています。子育てと仕事の両立への安心感の確保につながる事業であり、今後も協力会員の人材養成や会員の確保に努めます。			

【今後の見込み量・供給量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量・供給量	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日

(8) 一時預かり事業

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して、主として昼間に幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
------	--------------------------------------------------------------------------

【現在の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み量（計画値） 幼稚園の一時預かり	19,767人日	18,759人日	15,000人日	15,000人日
幼稚園の一時預かり	19,767人日	18,759人日	8,744人日	8,730人日
見込み量（計画値） 保育所の一時保育	1,271人日	993人日	1,000人日	1,000人日
保育所の一時保育	1,271人日	993人日	617人日	350人日
課題・今後の方向性	保護者の方の短時間就労や通院、又は育児リフレッシュ等により、一時的に保育が必要となる世帯があり、今後も事業の継続は必要です。			

【今後の見込み量・供給量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量・供給量	10,500人日	10,500人日	10,500人日	10,500人日	10,500人日
幼稚園の一時預かり	10,000人日	10,000人日	10,000人日	10,000人日	10,000人日
保育所の一時保育	500人日	500人日	500人日	500人日	500人日

(9) 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間に、保育所等において保育を実施する事業。
------	-------------------------------------------------

【現在の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み量(計画値)	94人	77人	80人	80人
延べ利用人数	94人	77人	89人	51人
課題・今後の方向性	保護者の就労形態の多様化等により延長保育においても利用ニーズが見込まれることから、今後も保護者の利便性の向上を図っていきます。			

【今後の見込み量・供給量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量・供給量	80人	80人	80人	80人	80人

(10) 病児保育事業(病児・病後児事業)

事業概要	病児について、保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業。
------	-------------------------------------------------

【現在の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数 (病児・病後児対応型)	1か所	1か所	1か所	1か所
見込み量(計画値)	529人日	202人日	200人日	200人日
児童数	529人日	202人日	89人日	124人日
課題・今後の方向性	29年度より地域子ども・子育て支援事業として実施している数値を記載しています。ニーズ調査においては、利用希望が増加している一方で認知度が低いと思われるため、利用方法等の周知が必要です。本事業は仕事と育児を両立している保護者を支援する観点からは必要不可欠な施策です。			

【今後の見込み量・供給量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量・供給量	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日

(11) 放課後児童健全育成事業

事業概要	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や週末等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業。
------	---------------------------------------------------------------------------------

【現在の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数	10か所	10か所	10か所	10か所
見込み量(計画値) (低学年1~3年)	289人	295人	290人	300人
延べ利用人数 (低学年1~3年)	289人	295人	290人	299人
見込み量(計画値) (高学年4~6年)	58人	63人	75人	80人
延べ利用人数 (高学年4~6年)	58人	63人	75人	80人
課題・今後の方向性	児童数は減少しているものの、利用希望者は増加しています。また、高学年の利用希望も増加しており、今後もその傾向は継続すると予測されます。老朽化した施設や狭隘な施設もあり、分園等の施設整備による保育の質の改善、支援員の確保等について検討し、放課後の居場所づくりを進めます。			

【今後の見込み量・供給量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
見込み量・供給量1年	135人	150人	125人	140人	120人
見込み量・供給量2年	130人	135人	150人	125人	140人
見込み量・供給量3年	95人	100人	115人	125人	105人
見込み量・供給量4年	40人	50人	55人	60人	70人
見込み量・供給量5年	15人	15人	15人	15人	15人
見込み量・供給量6年	10人	10人	10人	10人	10人
課題・今後の方向性	現在の供給量では、今後の需要ニーズに対し不足が見込まれるため、新規の施設整備や学校の空き教室等を活用した事業場所の拡大が必要である。				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

【現在の状況】

	実施実績なし
課題・今後の方向性	国や県の動向を踏まえながら実施を検討します。

【今後の見込み量・供給量】

見込み量・供給量	国や県の動向を踏まえながら実施を検討します。
----------	------------------------

(13) 多様な事業者の参入を促進する事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。
------	------------------------------------------------------------------------------

【現在の状況】

	実施実績なし
課題・今後の方向性	本市の状況を踏まえて、事業の実施を検討していきます。

【今後の見込み量・供給量】

見込み量・供給量	本市の状況を踏まえて、事業の実施を検討していきます。
----------	----------------------------

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境の整備を図るとともに、妊娠前からの継続した相談支援体制を整え、出産後の乳幼児健康診査や保健指導、育児に関する相談などを充実します。

また、手当や医療費助成を通して子育てにおける経済的負担軽減と育児支援の充実を図ります。

■施策目標(1) 安心して産み育てられる環境の整備 (主な取り組み: 2)

安心して産み育てることのできる産婦人科・小児科の医療体制の確保について、県関係機関との連携を継続します。

また、妊娠期から子育て世代にわたる切れ目のない支援を行うため、関係機関と連携し、「子育て世代包括支援センター」による相談支援を充実させます。

主な取り組み	内容	担当課
①子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を、関係機関と連携しながら行います。	健康課
②夜間休日診療所運営及び医療情報の提供	夜間・休日の一次救急診療を行います。令和5年度の県立新庄病院の改築整備により機能を移転します。また、医療情報の提供を行います。	〃

■施策目標(2) 母子保健の推進 (主な取り組み: 12)

妊婦が安心して妊娠・出産に臨むとともに、赤ちゃんを健やかに育てられるよう、各種健診や訪問指導、相談の実施により、子どもと親の健康の保持増進を支援していきます。

主な取り組み	内容	担当課
①特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療に要した費用が山形県の助成の限度額を超えた夫婦に対し、1回10万円を限度として助成します。	健康課
②母子健康手帳交付	手帳交付時に、妊婦の保健指導・相談を行います。	〃
③妊婦健康診査	妊婦健康診査受診票を交付し、費用を助成します。	〃
④母親教室(プレママ広場)	妊婦やその夫を対象に、教室を開催します。	〃
⑤新生児聴覚検査費助成事業	新生児聴覚検査の費用を助成します。	〃
⑥訪問指導	全出生児を対象に新生児・乳児訪問を実施します。また、乳幼児健康診査や妊産婦の相談等で支援が必要な方に、養育支援訪問を実施します。	〃

主な取り組み	内容	担当課
⑦予防接種	感染症の予防のため、定期予防接種等を生後2か月より、8種類のワクチン接種を行います。	健康課
⑧乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児で実施します。	〃
⑨歯科健診	1歳6か月児、2歳児、3歳児で実施します。 1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児に集団でフッ素塗布を実施します。	〃
⑩子育て教室	栄養士によるはじめての離乳食教室や、助産師・保健師による相談支援を行うママと赤ちゃんルームを実施します。	〃
⑪乳幼児相談	定期的な健康相談・育児相談を実施します。	〃
⑫子育て世代包括支援センター（再掲）	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を、関係機関と連携しながら行います。	〃

■施策目標（3）育児支援の充実（手当・医療費助成等）（主な取り組み：4）

児童手当など制度による手当の支給や医療費の助成、保育施設等入所者の多子世帯への支援の実施等、子育て家庭の経済的な負担を軽減するため各種施策の充実を図ります。

主な取り組み	事業名	内容	担当課
①手当関係	児童手当	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前までの子どもを養育している保護者に支給します。	子育て推進課
②医療費助成関係	子育て支援医療費助成	子どもの保健の向上と、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までの子どもの医療費の一部を助成します。	〃
	未熟児養育医療給付事業	未熟児で、指定養育医療機関での入院養育が必要な乳児に対し、医療費の自己負担分を助成します。	〃
③ひとり親家庭の支援事業関係	児童扶養手当	父母の婚姻の解消などにより父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している方に支給します。	〃
	ひとり親家庭医療費助成	18歳以下の児童及び当該児童を扶養しているひとり親の医療費の一部を助成します。	〃
	母子父子寡婦福祉資金	母子・父子・寡婦家庭の経済的自立を支援するために、就学資金等の貸付を行います。	県事業
④保育施設等入所者支援事業関係	認可外保育施設乳幼児育成支援事業	認可外保育施設の安定経営と多子世帯の経済的負担軽減、待機児童対策として補助を行い、子育て環境の充実を図ります。	子育て推進課
	第3子以降児童の保育料免除事業	子育てに係る保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを図ります。	〃

基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の安定的な提供と質の向上を進めます。
また、小学校教育との円滑な連携を推進します。

■施策目標（1）教育・保育の安定的な提供と質的向上（主な取り組み：5）

子どもが初めて家庭を離れ、多くの時間を過ごす教育・保育の場で、社会生活上のルールや道徳性を身に付け、心豊かに成長していくことができるよう、教員や保育士の資質向上を図ります。子どもや保護者にとって、より良い幼児教育・保育の環境が確保できるよう努めます。

また、子どもたちが安心して生活できる環境を整えるために必要な施設整備を計画的に進めます。

主な取り組み	内容	担当課
①施設型給付、地域型保育給付	子ども・子育て支援制度に基づく施設型給付及び地域型保育給付により、質の高い教育・保育の提供を図ります。	子育て推進課
②認可保育所、認定こども園等への移行支援	認可保育施設や認定こども園等への移行に必要な支援を行います。	〃
③教員・保育士等の資質向上	各種研修会の参加要請等幼稚園、保育所、認定こども園における教員・保育士等の質的向上と情報交換により連携の強化を図ります。	〃
④市立保育所整備事業	新庄市公共施設最適化・長寿命化計画を基に計画的に改築・整備します。	〃
⑤私立幼稚園教育振興事業	私立幼稚園が幼児教育及び経営管理における実践上の問題について調査研究し、教育環境の一層の充実と教職員の資質向上の事業を行った場合に補助金を交付します。	〃

■施策目標（2）多様な保育事業の推進（主な取り組み：1）

多様化する保育ニーズに応えるため、保育事業を推進します。

主な取り組み	内容	担当課
①認可外保育施設や企業主導型保育施設等への支援	認可外保育施設の認可化移行や企業主導型保育施設等の整備を支援します。	子育て推進課

■施策目標（3）小学校教育との円滑な接続・連携の推進（主な取り組み：2）

小学校教育への円滑な接続については、現在の連携を継続し、妊娠期から保育施設等の利用を経て小学校入学への切れ目のない支援が行えるよう、さらに体制を強化します。

主な取り組み	内容	担当課
①施設及び事業間の連携の強化	既存の教育・保育施設と関係機関との情報の共有化をはじめ、必要に応じた連携を図ります。	子育て推進課
②特別支援児童への支援	養護教諭の資格を持つ職員が市内保育所、幼稚園、児童館を訪問し、特別支援が必要な児童を把握し、保護者や保育士等への支援、関係各課との連携により適切な就学につなげます。	〃



基本目標3 子育て家庭への支援体制の整備

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により家庭教育において様々な課題が生じています。父母をはじめとする保護者が子どもについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、家庭における養育力の向上を目指した支援を推進します。また、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長し、自立した大人となるために、家庭や地域が連携して子どもたちをとりまく環境の整備を進めます。

■施策目標（1）子育て支援体制の充実（主な取り組み：11）

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。

主な取り組み	内容	担当課
①地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報提供その他の援助を行い、子育てに関する不安を軽減します。	子育て推進課
②子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童福祉施設等で一時的に養育・保護をします。	〃
③ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を支援します。	〃
④一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して、主に昼間に幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行います。	〃
⑤延長保育事業	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間に、保育所等において保育を実施します。	〃
⑥病児保育事業（病児・病後児事業）	病児について、保育施設等に付設されたスペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。	〃
⑦児童館・児童センター	児童館、児童センターでは地域の幼児・児童を対象に、健全育成・健康増進と、豊かな情操を育む事業を実施しています。	〃
⑧子育てサークル	育児家庭に対し、不安等を軽減するために、親同士の仲間づくりを行い、地域の子育て交流を推進します。	〃
⑨子育ての情報提供	子育てに関する様々な情報を分かりやすくまとめた『新庄子育てハンドブック』を作成し、子育て家庭へ配布します。また、市ホームページへ子育てに関する行政サービスや子育て情報を提供します。	〃
⑩若者世帯住宅取得	基準を満たした建築工事請負契約または売買契約を締結した物件、もしくは、市の空き家バンクに登録されている空き家を購入する場合、子育て世帯又は新婚世帯若しくは移住世帯である者に対して補助金を交付します。	総合政策課
⑪定住促進住宅の家賃割引	同居する子（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、いわゆる中学生以下）1人で1割、2人以上で2割家賃を割引きます。	都市整備課

■施策目標（2）放課後の居場所づくり（主な取り組み：4）

小学校に就学している児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・スポーツ活動を行うことができるよう、環境整備に努めます。子どもの主体性を尊重し、子どもの自主性・社会性等のより一層の向上を図ります。

主な取り組み	内容	担当課
①放課後児童健全育成事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や週末等に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。	子育て推進課
②放課後子ども教室	地域住民が参画し、児童に対して、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供し、児童の放課後の居場所づくりを進めていきます。また、地域コミュニティの育成を行い、良質な教育環境の充実を図ります。	社会教育課
③生涯学習施設での夏休み学習支援	生涯学習施設において、夏休みの児童・生徒の居場所づくりの一環として、学習会を開催します。	〃
④スポーツ少年団活動事業	各スポーツ少年団活動を育成し、スポーツを通して体力づくりやコミュニケーション能力の向上を図ります。	〃

■施策目標（3）家庭や地域の教育力の向上（主な取り組み：4）

子育ての不安などを解消し、家庭で協力して子育てに取り組むことができるよう、子育て講座の開催や親同士の交流活動を促進するとともに、家庭の教育力の向上と、家庭教育に関する啓発に取り組めます。

主な取り組み	内容	担当課
①家庭の役割について学ぶ機会の充実	子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くことなど、子どもを産み育てることの意義に関する教育や広報啓発活動を推進します。	子育て推進課 関係各課
②地域組織活動の支援（母親クラブ）	遊びを通して、子どもの社会性や運動能力を培う活動や、地域児童の福祉向上に努める母親クラブ活動を支援します。	子育て推進課
③家庭教育講座の支援（子育て講座、幼児共育ふれあい広場）	家庭の教育力向上のため、小中学生の保護者向けの講座を学校単位で開設します。（子育て講座） また、同じ目的で未就学児を対象として、保護者と児童の触れ合い活動を支援します。（幼児共育ふれあい広場）	社会教育課
④親子ふれあいイベントの開催	子育て中の親同士の交流と充実した子育て生活を支援するため、親子で気軽に参加して楽しめる行事やイベントを開催します。	関係各課

基本目標4 要支援児童へのきめ細やかな取組の推進

育児放棄などの児童虐待に対して、早期に発見し適切な対応ができるように関係機関（要保護児童対策地域協議会等）と連携し、相談体制の充実を図ります。
また、障がいのある子どもやさまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が、地域で安心して生活ができるように、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する療育・教育支援体制の取り組みを推進します。

■施策目標（1）児童虐待防止対策の強化（主な取り組み：6）

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、心身の健やかな成長に多大な影響を与えます。近年、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、社会的養護を必要とする子どもが増加しています。こうした現状に対応するため、虐待の予防及び早期発見・早期対応のための体制を整備し、児童虐待防止対策の充実や再発予防等を進めます。

また、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談体制の強化を図ります。

主な取り組み	内容	担当課
①養育支援事業	相談や乳児家庭全戸訪問事業により把握した養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者への育児支援を実施します。	健康課
②要保護児童対策地域協議会の強化	要保護児童対策地域協議会において、関係機関との代表者・実務者会議を開催し、情報交換と虐待防止のための連携機能強化を図ります。	子育て推進課
③家庭児童相談事業の充実	子どもの養育に関する様々な悩みや心配ごとの相談を行い、子どもの健やかな成長を図ります。また、関係機関と連携し、相談・指導及び在宅支援体制の整備と強化を図ります。	〃
④子ども家庭総合支援拠点の設置	子どもたちが心身ともに健やかに育成されるよう、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情把握や情報提供等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を2022年度までに設置し、総合的な支援を行います。	〃
⑤児童虐待防止の啓発活動	子どもの虐待防止のために啓発活動を年間通して実施します。特に11月の「児童虐待防止推進月間」において重点的に実施します。	〃
⑥民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域支援	地域において児童の健全育成や虐待の早期発見等、子どもと子育て家庭への支援を図ります。	成人福祉課

■施策目標（２）ひとり親家庭等の自立支援（主な取り組み：９）

ひとり親家庭の生活環境の向上を図るため、各種手当や助成等の経済的な支援を行います。
また、困難を抱えたひとり親家庭等が自立して生活することができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

主な取り組み	内容	担当課
①母子・父子自立支援員による相談支援	母子・父子自立支援員１名が駐在し、母子・父子福祉に関する生活相談や貸付相談に積極的に取り組み自立支援を行います。	子育て推進課
②婦人相談事業	婦人相談員を配置し、日常生活全般において、女性の抱える様々な問題について広く相談に応じます。また、DV相談を受け、適切な支援を行います。	〃
③児童扶養手当の支給（再掲）	父母の婚姻の解消などにより父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している方に支給します。（所得制限あり）	〃
④ひとり親家庭医療給付事業（再掲）	18歳以下の児童及び当該児童を扶養しているひとり親の医療費の一部を助成します。	〃
⑤高等職業訓練促進給付金支給事業	看護師など、就職の際に有利となる資格取得のために専門学校などの養成機関で1年以上修業する場合に、生活費を支援するため定額を支給します。児童扶養手当受給水準の方が対象。	〃
⑥自立支援教育訓練給付金の支給	事前に指定を受けた教育訓練講座を受講し、修了した方に、受講費用の一部を助成します。児童扶養手当受給水準の方が対象。	〃
⑦ひとり親家庭子育て生活支援事業	一時的なけがや病気で生活援助、保育サービス等が必要な場合、無料または低料金で家庭生活支援員を派遣します。市は登録受付業務を担い、サービス提供は県母子寡婦福祉連合会へ委託しています。	県事業
⑧母子父子寡婦福祉資金貸付（再掲）	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を図るため、修学資金等の福祉資金の貸付を行います。市は相談や受付業務を担い、貸付は県が行います。	〃
⑨児童扶養手当受給者の就労支援	市と公共職業安定所によるチーム支援を行います。連携して求人情報の提供を行う他、支援プランを作成し、就職支援ナビゲーター等による支援を通して、早期就職の実現を目指します。	子育て推進課 新庄公共職業安定所

■施策目標（３）障がい児等支援の充実（主な取り組み：15）

障がいのある子どもや、さまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が、地域で安心して生活できるように、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する早期療育の取組や、特別な配慮を必要とする子ども・家庭への各種相談体制を充実していきます。

主な取り組み	内容	担当課
①児童発達支援	未就学の障がい児を対象として、日常生活における基本動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。	成人福祉課
②放課後等デイサービス	就学中の障がい児を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練を行う、自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを行います。	〃
③居宅介護	障がい児を対象として、保護者の病気やその他の事由により、在宅での支援が困難な場合、入浴や排せつ、食事などの援助を行います。	〃
④短期入所	障がい児を対象として、保護者の病気やその他の事由により、在宅での支援が困難な場合、児童福祉施設等へ短期入所することで必要な支援を行います。	〃
⑤補装具給付	身体障がい児（特定の難病患者を含む。）を対象として、失われた部位や損傷のある部位を補い、必要な機能を確認するための用具の購入費や修理費を支給します。	〃
⑥日常生活用具給付等	身体障がい児（特定の難病患者を含む。）に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行います。	〃
⑦障害児福祉手当の支給	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい児（20歳未満）を対象として、障害児福祉手当を支給します。	〃
⑧特別児童扶養手当の支給	重度の障がいを有する在宅の20歳未満の児童を扶養している人に特別児童扶養手当を支給します。	子育て推進課 （支給は県）
⑨発達支援相談（すこやか子ども相談）	ことばの遅れなど発達面が気になる幼児を対象に、最上学園療育担当保育士、保健師が相談に応じます。	健康課
⑩障がい児保育	障がいのある子どもで、発達のために集団保育が必要とされる子どもに配慮した保育を実施します。	子育て推進課
⑪特別支援児童への支援（再掲）	養護教諭の資格を持つ職員が市内保育所、幼稚園、児童館を訪問し、特別支援が必要な児童を把握し、保護者や保育士等への支援、関係各課との連携により適切な就学につなげます。	〃
⑫専門家による発達障がいに関する巡回相談の実施	山形大学の専門教授による幼保・小・中学校への巡回相談を実施し、発達障がいの疑いのある児童への指導について支援します。	学校教育課
⑬教育支援委員会の開催	各委員の意見を踏まえながら、児童生徒の適正な就学について支援します。また、関係機関や幼児教育施設等とも連携し、配慮を要する子どもの小学校就学について支援します。	〃
⑭特別支援教育委員会の開催	研修会を開催し、発達障がいを含む特別支援教育への理解と指導について支援します。	〃
⑮教育相談の実施	児童生徒、またその保護者の学習に関する相談、いじめ・不登校の悩み相談等に応じます。また、適応指導教室（シャイニング教室）で定期的な学習支援を行います。	〃

■施策目標（４）貧困等困難を抱える子どもたちへの支援（主な取り組み：１１）

貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みが必要です。

子どもの最善の利益を考慮しながら、貧困等の困難な課題を抱える世帯の経済的支援、保護者や子どもの生活支援や就労支援、また、子どもの能力や可能性を伸ばすための教育や学習支援を推進します。

主な取り組み	内容	担当課
①学校教育による学力保障	家庭環境や地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数での指導や個の対応を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細やかな指導を推進します。	学校教育課
②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図ります。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールカウンセラーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築します。	〃
③児童生徒就学援助費交付事業	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費等の必要な費用を援助します。	〃
④学習支援事業の推進	NPO等の団体が実施する事業や生活困窮者自立支援制度等各関係法に基づく事業の調整を図り、実施を推進します。	社会教育課 成人福祉課 子育て推進課
⑤子どもの食事・栄養状態の確保	生活保障制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得者への支援を引き続き実施します。また、学校給食法の目的に基づき、学校給食の充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。	成人福祉課 学校教育課
⑥保護者の自立支援	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。	成人福祉課
⑦保育等の確保	ひとり親家庭の子どもの保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討します。	子育て推進課
⑧保護者の健康確保	家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行います。また、ひとり親家庭が情報交換を行い、お互いに悩みを打ち明けたり相談し支えあう場の提供を行います。	〃
⑨母子生活支援施設等の活用	専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援します。	〃
⑩食育の推進に関する支援	望ましい食習慣や生活習慣の形成のため、乳幼児健康診査等における栄養指導を行い、食育の推進を図ります。	健康課
⑪生活保護世帯の子どもの進学時の支援	生活保護世帯の子どもの、高等学校等に進学する際には、入学料、入学料等支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとします。	成人福祉課

基本目標５ 子育てを地域全体で支えるまちづくり

子育てに関するニーズの多様化が進んでおり、子育てに不安や負担を感じている保護者が増加している中、子育てを支える地域ネットワークづくりが一層重要となっています。地域や社会における一人ひとりが、ともに子どもの健やかな成長を応援するという意識のもと、社会全体で子どもの健やかな育ちと安全で安心して育つことのできる環境を整備します。また、仕事と家庭の両立支援の取組を推進し、地域が進んで支えあつまちを目指した施策を推進します。

■施策目標（１）地域における子育て支援の充実（主な取り組み：５）

地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。

主な取り組み	内容	担当課
①地域子育て支援センターの充実	保護者と子どもが安心して遊び、気軽に相談が出来る体制を推進します。子育てサークルを育成しネットワークづくりを推進するとともに、SNSを活用した子育て相談サービス等により相談機能を強化します。	子育て推進課
②保育ボランティアの育成や子育てサークルとの連携	子育てに関わりのある市民団体による子育て支援体制を構築し、地域で子どもを守り育てていくことを推進します。	〃
③地域食堂の設置への支援	各地域において、児童を含む地域の人々の居場所づくりや世代間交流等を目的とする地域食堂の設置を支援します。	〃
④子ども芸術学校の推進	子どもたちに表現活動の楽しさを体験してもらい、芸術文化に親しむ素地を培う場となることを目的に開設された子ども芸術学校の参加児童・生徒への教育と指導者育成を推進します。	社会教育課
⑤最上地域みんなで子育て応援団	最上地域の子育てを支援する団体、関係機関、子育てを応援する個人・企業・県・市町村が連携しながら、子育て情報の提供や子育て支援事業を行っています。	最上総合支庁子ども家庭支援課

■施策目標（２）ワーク・ライフ・バランスの推進（主な取り組み：６）

多様な働き方の実現に向けた取り組みにより、男女が互いに協力して家庭を築き、子育てができる社会の実現を図ります。仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様なサービスの提供や施設の整備を行います。

また、新放課後子ども総合プランを推進し、学校や放課後子ども教室と放課後児童クラブの調整を図りながら、総合的な放課後児童対策による基盤整備に取り組みます。

主な取り組み	内容	担当課	
①多様な働き方に応じた保育サービスの充実	多子世帯への支援	子育てに係る保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して仕事と子育ての両立ができる環境を整備します。	子育て推進課
	一時保育・延長保育等の保育サービスの充実	核家族化と共働き世帯の増加による保育ニーズの多様化に、安心して仕事と子育ての両立ができる環境を整備します。	〃

主な取り組み	内容		担当課
②放課後の居場所づくりの推進	放課後児童クラブの拡充・整備（再掲）	利用児童の増加や施設の老朽化に対応した環境整備を行います。	子育て推進課
	放課後子ども教室の充実（再掲）	地域住民が参画し、児童に対して、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供し、児童の放課後の居場所づくりを進めていきます。また、地域コミュニティの育成を行い、良質な教育環境の充実を図ります。	社会教育課
③子育て応援企業支援事業	一定の期間の育児休業を取得し職場復帰をした社員がいる企業、もしくは小学校就学前の子を養育する女性を正社員として一定期間継続して雇用している企業に対して奨励金を交付します。		総合政策課
④結婚活動支援事業	結婚を希望する未婚者などに対して、出会いの機会や結婚活動に関する情報提供を行います。		〃
⑤育児休業制度などの雇用環境の整備	関係団体と連携し事業主への啓発活動を行います。		商工観光課
⑥男女共同による子育て意識の啓発	家庭と職場といった地域社会での男女共同参画の推進を継続していくとともに、生活の基本である家庭において、男女がともに役割を分担し、共同で家事・育児・介護を担えるよう意識の啓発を推進します。		社会教育課

■施策目標（３）安心・安全なまちづくり（主な取り組み：３）

子どもと親が安心して外出できるよう、交通安全対策を推進し、安全な道路交通環境の整備を進めます。子どもたちが安全に安心して地域で生活していけるよう、地域ぐるみで防犯や非行防止対策等、子どもを守る取り組みを進めます。また、子ども自身が防犯に対する意識を高められるよう、子どもへの防犯教育に取り組みます。

主な取り組み	内容	担当課
①交通安全対策の推進	通学路をはじめ、地域における防犯灯等の整備に努めるとともに、学校・地域と連携し、通学路の安全確保を推進します。また、かもしかクラブや交通安全教室等の活動を通し、子どもたちの安全意識向上を推進します。	環境課
②安心して外出できる環境の整備	防犯協会と連携して安全指導、防犯についての啓発活動を推進します。子どもを犯罪等の被害から守り、非行を防止するため、地域ぐるみで安心・安全なまちづくりを目指します。	〃
③有害環境対策の推進	青少年育成推進員、青少年指導センター指導員の連携による街頭指導、青少年の相談を行います。パソコンやスマートフォン等を利用した有害サイトへの接続等の問題について、適切な利用の仕方について理解を深める活動を推進します。	社会教育課 学校教育課

■施策目標（４）安心して利用できる遊び場の整備（主な取り組み：３）

子どもたちにとって“遊び”は、創造性や自主性を身に着ける貴重な体験です。子ども連れでも安全でのびのびと利用できる公園等の整備を進め、保護者同士の交流や親子が気軽に集うことができる環境づくりに努めます。

主な取り組み	内容	担当課
①都市公園等の公園施設（遊具等）の更新	屋外における子どもの遊び場としての公園及び公園施設の更新を順次進めます。	都市整備課
②地元町内会と協働した公園管理	地元町内会と協力して、町内にある公園の管理を行うことで、地域の公園という意識の醸成と子どもたちが、安心・安全に公園を利用できる環境を推進します。	〃
③屋内遊戯施設の環境の整備	子どもが安心して遊べる「遊びの場」の充実を図るため、施設の整備を進めます。	子育て推進課

■施策目標（５）地域交流事業の推進（主な取り組み：４）

地域の絆を深め、子どもが社会参加できる機会の確保に努めるとともに、社会全体で子どもを育む取り組みを支援します。

主な取り組み	内容	担当課
①世代間交流の推進	新庄まつりや地域のお祭りなどを通して、子どもの関わりの場を積極的につくることにより、地域住民との世代間交流を推進します。	商工観光課
②子ども芸術学校の推進（再掲）	子どもたちに表現活動の楽しさを経験してもらい、芸術文化に親しむ素地を培う場となることを目的に開設された子ども芸術学校の参加児童・生徒への教育と指導者育成を推進します。	社会教育課
③放課後子ども教室（再々掲）	地域住民が参画し、児童に対して、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供し、児童の放課後の居場所づくりを進めていきます。また、地域コミュニティの育成を行い、良質な教育環境の充実を図ります。	〃
④青少年育成推進委員会	青少年の健全育成を目的に友好都市である高萩市との児童交流事業や、伝承文化を基本とした体験活動を実施し、児童の社会性向上を図ります。	〃



新・放課後子ども総合プラン新庄市行動計画

1 行動計画の策定にあたって

(1) 行動計画策定の趣旨

国では、共働き家庭等の「小1の壁」※1を解消するとともに、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備を推進するため、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定しました。その後、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

新庄市においても、少子化・核家族化が進み共働き家庭が増加する中、児童が放課後を安全・安心に過ごせる居場所の確保が必要です。全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の人材確保や活動場所の確保などの計画的な整備を中心とした実効性の高い施策を推進するため、放課後子ども総合プランの行動計画を策定します。

(2) 行動計画の目的

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく本市行動計画であり、国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に取り組むため、全ての就学児童を対象として、これまでの取組みの継続性を保ち、「新庄市まちづくり総合計画」（新庄市振興計画）を基本に据え、「新庄市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図りながら、新庄市の地域ニーズに合った子育て支援施策の方向性と目標を定めることを目的として策定します。

(3) 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とし、令和4年度中に行動計画の見直しを行います。また、令和5年度からの2年間では、次期計画の策定に向けた準備を行います。

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況

(1) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、保護者の就労等の都合により、昼間に保護者がいない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。本市では、現在公立4か所、民間立6か所で実施しています。公立の運営については新庄市社会福祉協議会に委託しています。

「第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画」第2部第3章（11）参照

【用語の解説】※1 小学校入学後、学童保育を利用できない、もしくは利用時間が短いため、仕事と育児の両立が困難となる状態。

(2) 放課後子ども教室の状況

地域住民が参画し、児童に対して、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供し、児童の放課後の居場所づくりを進めていきます。また、地域コミュニティの育成を行い、良質な教育環境の充実に努めます。

本市では、平成25年度より本合海小学校区において、平成27年度より萩野学園学区において、令和元年度より北辰小学校区において放課後子ども教室を行っています。

【放課後子ども教室の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
学校数	2校	2校	2校	2校	3校
実施回数	75回	82回	83回	75回	70回
参加延べ人数	2,411人	2,692人	2,924人	2,661人	2,667人

3 具体的方策、目標等

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

令和2年4月策定の「第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画」において、令和6年度までの量の見込み及び確保の内容については次の通りです。ニーズに対応した供給体制を検討していきます。

「新庄市子ども・子育て支援事業計画」第2部第3章（11）参照

(2) 一体型※2及び連携型※3の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

本市の公立放課後児童クラブは、小学校に併設が2か所、小学校の敷地外に2か所配置しています。放課後子ども教室については3か所で実施しています。（1か所は単独事業）

今後においても、小学校の統廃合状況などを検討しながら、一体型や連携型での放課後子ども教室の実施を目指します。

	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	7校	7校	6校	6校	6校	6校
一体型	2校	2校	2校	2校	2校	2校
連携型	—	—	—	—	—	—
その他	1校	1校	1校	1校	1校	1校

※令和3年度に北辰小学校が義務教育学校明倫学園に再編予定

資料：社会教育課調べ

【用語の解説】※2 同一の小学校内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるもの。
※3 放課後児童クラブと放課後子ども教室の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに、放課後児童クラブの児童が参加することをいう。

(3) 放課後子ども教室の令和6年度までの実施計画

本市の放課後子ども教室は、令和元年度本合海小学校区、萩野学園学区、北辰小学校区の3か所で実施しています。令和3年度の義務教育学校明倫学園の開校により、北辰小学校区については令和2年度までの実施となります。

今後について、放課後の子どもたちが活動する場を設け、スポーツ・文化活動・地域住民との交流活動の場である放課後子ども教室の実施を柔軟に推進します。

	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	7校	7校	6校	6校	6校	6校
一体型	2校	2校	2校	2校	2校	2校
連携型	—	—	—	—	—	—
単独事業	1校	1校	1校	1校	1校	1校

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

本市の放課後子ども教室は、一体型での設置となっているため、放課後児童クラブの利用者が放課後子ども教室への参加がしやすいよう放課後児童支援員と地域コーディネーターが連携して実施しています。今後、連携型の事業の実施も検討しながら、放課後児童支援員と地域コーディネーターが連携を図り、放課後児童クラブ利用者の参加しやすい運営及び児童の安全に配慮し実施していきます。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブは、市と市教育委員会で施設の管理などについて、協議を行ったうえで余裕教室等を改修整備し実施しています。今後も入所申込みにより、施設整備を検討する際には市と市教育委員会で協議を行い学校の協力を求めています。

放課後子ども教室は、余裕教室等を活用して実施していきます。今後についても、安定して事業が実施できるよう市、市教育委員会及び学校と協力し事業を実施していきます。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブの実施主体である市子育て推進課と放課後子ども教室の実施主体である市教育委員会との間で、定期的に打合せの機会を設け、両事業の実施状況や課題等について情報共有を図っていきます。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における障害のある児童の受入れは、放課後児童支援員や地域コーディネーターの研修を行うなどして、特別な配慮を必要とする児童が安心して

過ごすことができるよう対応していきます。また、虐待やいじめを受けた児童、日本語が十分でない児童についても安心して過ごすことができるよう努めます。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

放課後児童クラブの開所時間については、保護者からの要望など把握したうえで方向性を検討し、必要な調整を進めていきます。

(9) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担います。食品アレルギー等のリスクに対応するため基礎研修、スキルアップ研修等の受講による職員の資質向上や放課後児童支援員の資格取得の推奨を行い、放課後児童クラブの役割を向上させていきます。

(10) 利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、地域や学校等が連携して子どもの育ちを支える観点から、地域住民が子どもと触れ合う場を設けるとともに、スポーツ・文化団体など地域住民の参画の促進に努めていきます。



1 計画の推進体制

本計画に基づく事業を着実に推進するためには、多くの市民の理解・協力が重要であることから、子育て家庭や関係機関など広く市民への周知に努めます。

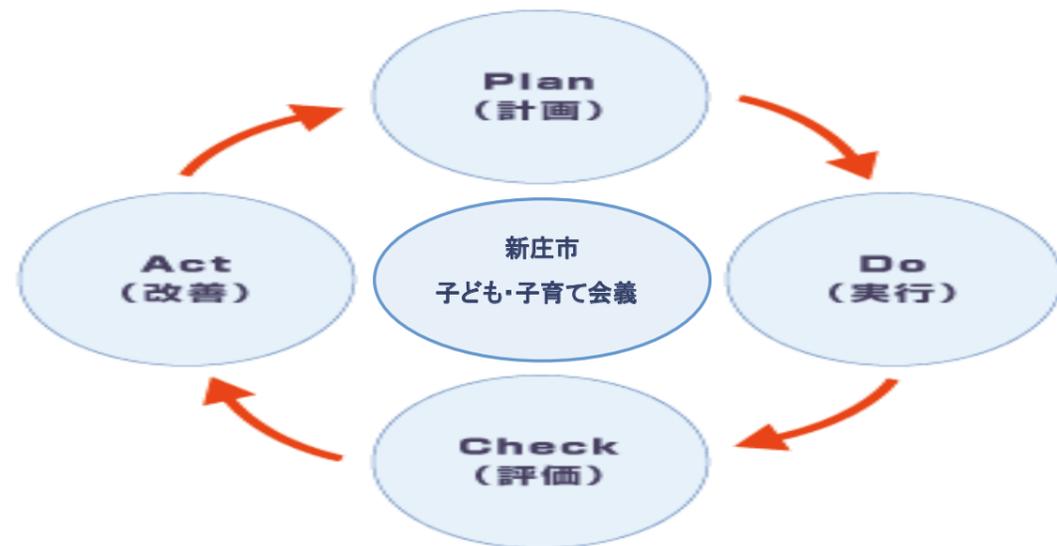
また、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、地域と連携して、様々な方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

さらに、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるとともに、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

本計画の進行管理については、PDCAサイクルにより実施します。本事業計画に基づく施策の進捗状況を把握したうえで、施策の成果についての点検・評価を行い、改善すべき課題があった場合は、計画期間中であっても、計画の見直しを行います。

【PDCAサイクル図】



3 子ども・子育て会議

本計画の推進・進行管理にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく条例により設置された「新庄市子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めます。委員は、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。

計画の策定経過

期 日	会 議 等	内 容
平成30年 10月26日	平成30年度 第1回会議	・ニーズ調査の項目検討
11月～ 12月	ニーズ調査 実施	・就学前児童の保護者 800名 ・小学生児童の保護者 800名 計1,600名 ・回答率 63.9%
平成31年 3月19日	平成30年度 第2回会議	・子ども・子育てに関するニーズ調査票の集計結果について
令和元年 5月16日	令和元年度 第1回会議	・計画の内容検討
5月24日	政策調整会議	新庄市第2期子ども・子育て支援事業計画策定について
6月11日	産業厚生委員 協議会	新庄市第2期子ども・子育て支援事業計画策定について
6月19日	庁内連絡会議 (第1回)	・計画の内容検討
7月19日	令和元年度 第2回会議	・計画の内容検討
8月20日	令和元年度 第3回会議	・計画の内容検討
9月24日	庁内連絡会議 (第2回)	・計画の内容検討
11月8日	令和元年度 第4回会議	・計画の内容検討 (素案の作成)
11月20日 21日	政策調整会議 産業厚生委員 協議会	・計画案の報告
12月6日	新庄市議会 全員協議会	・計画案(パブリックコメント公表案)の説明
12月20日 ～令和2年 1月19日		・パブリックコメントの実施
2月26日	令和元年度 第5回会議	・計画最終案について (計画確定)

○新庄市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月
条例第 28 号

- (設置)
第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、新庄市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。
- (定義)
第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
- (所掌事務)
第 3 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するほか、市長が必要と認める事項を調査し、及び審議する。
- (組織)
第 4 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 学識経験を有する者
(2) 教育又は保育に関係する団体の推薦を受けた者
(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
(4) 公募の市民(子どもの保護者)
(5) その他市長が必要と認める者
- (任期)
第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。
- (会長及び副会長)
第 6 条 会議に会長及び副会長を置く。
2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。
3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (会議)
第 7 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 会長が必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。
- (庶務)
第 8 条 会議の庶務は、子育て推進課において処理する。
- (委任)
第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
- 附 則
この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

新庄市子ども・子育て会議 委員名簿

令和 2 年 3 月 1 日現在

分野	所属・役職名等	氏名	備考
(1)学識経験者	新庄市民生委員児童委員協議会連合会 会長	笹原 啓一	会長
	(")	(川田 宣彦)	(" R元.11.30まで)
	新庄市区長協議会 副会長	矢口 重一	副会長
	(" 理事)	(佐藤 周一)	(" R元.9.30まで)
(2)教育・保育関係者	本合海小学校校長	伊藤 喜美男	
	(学)金沢学園 認定こども園 金沢幼稚園理事長	金澤 友治	
	(一社)にこにこ会代表理事	成澤 美智子	
	(なかよし保育園園長)	(柴田 節子)	(R元.9.30まで)
	パリス保育園園長	阿部 彰	
	萩野放課後児童クラブ所長	井上 貴恵子	
	升形児童館館長	三原 久美子	
	(萩野児童センター館長)	(星川 喜代子)	(H31.3.31まで)
	中部保育所所長	梁瀬 浩子	
	(")	(高橋 美智子)	(H31.3.31まで)
(3)子育て支援関係者	新庄市地域子育て支援センター所長	菅 律子	
	(")	(梁瀬 浩子)	(H31.3.31まで)
	NPO法人オープンハウスこんぺいとう理事長	川又 真貴子	
(4)公募委員	NPO法人くれよんはうす代表理事	齊藤 千恵子	
	ママ・ナビ編集委員会代表	涌井 朋子	(R元.9.30まで)
	保護者	芦原 久美	
	保護者	渡邊 千里	
	(")	(小野 恵)	(R元.9.30まで)
	(")	(今田 由香里)	(R元.9.30まで)

() 書きは前任者、委嘱・任命時の役職等。



第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行・編集／山形県新庄市子育て推進課

〒996-8501

新庄市沖の町10番37号

電話 (0233) 29-5811

FAX (0233) 23-2469